

第6期本巢市老人福祉計画 (案)

2024年3月
本巢市

目次

第1章 計画策定にあたって	
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 高齢者施策の流れ	2
3. 計画の位置づけ	3
(1) 法的位置づけ	3
(2) 他の計画との関連性	4
(3) 計画期間	5
(4) 計画策定に向けた推進体制等	6
第2章 高齢者を取り巻く現状	
1. 本巢市の高齢者を取り巻く状況	8
(1) 総人口と高齢化率	8
(2) 年齢別人口	10
(3) 高齢者世帯数	10
(4) 他市町との比較(高齢化率・高齢世帯率)	11
(5) 要介護・要支援認定者数	12
(6) 他市町との比較(認定率)	13
2. アンケート調査	14
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	14
(2) 在宅介護実態調査	26
(3) 介護人材実態調査	32
(4) 担い手世代に関する調査	40
3. 本巢市の主要課題	43
第3章 計画の基本理念と基本目標	
1. 基本理念	46
2. 基本目標	47
3. 施策体系	48
4. 地域包括ケアシステムの深化・推進	49

第4章 施策の展開.....	50
基本目標 1 地域で支え合うまちづくり.....	50
基本目標 2 高齢者の生活を支えるまちづくり.....	56
基本目標 3 高齢者がいきいきと暮らすことができるまちづくり.....	61
基本目標 4 認知症の人と家族を支えるまちづくり.....	66
資料編	70
1. 本巢市老人福祉計画作成委員会要綱.....	70
2. 本巢市老人福祉計画作成委員会名簿.....	72
3. 作成経過.....	73

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

高齢化が進行する中、第6期本巢市老人福祉計画(以下、本計画という)期間中には、団塊の世代が後期高齢者となる2025年(令和7年)を迎えるとともに、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年(令和22年)が間近に迫っています。

今後は、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という超高齢社会が現実となって訪れるとともに、社会保障費の増加が懸念されます。

また、1人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯の大幅な増加が見込まれている中、地域におけるつながりは希薄化が進み、地域コミュニティーを維持することも難しくなり、高齢者はもとより、地域そのものを支える仕組み自体が脆弱なものとなっていくことが懸念されます。

さらに、地域住民の価値観や生活パターンの多様化に伴い、福祉サービスや介護保険などにも多様化・柔軟性が求められており、多様化するニーズにもシームレスに対応していく仕組みが求められます。

福祉サービスや介護保険などの地域運営システムは「人」が支えるものです。しかし、本巢市の人口減少は他の市町村と比較しても著しく、2020年(約33,800人)から2040年(約25,800人)までの20年間に8,000人の減少が見込まれる中、高齢者の割合は増加することが予測されており、地域運営システムが今のままでは維持できなくなる可能性が考えられます。

そのため、支える人や資源が減少してもなお、地域住民が安心して暮らしていけるよう、地域住民が交流しながら、日常生活を支え合うことができる体制である「地域共生社会」、「地域包括ケアシステム」を本巢市の地域特性に応じて深化・推進していかなければなりません。

第6期本巢市老人福祉計画では、これらの視点をベースとし、もとす広域連合第9期介護保険事業計画と一体となり、様々な福祉施策を地域の中で展開していきます。

2. 高齢者施策の流れ

本巢市老人福祉計画のこれまでの流れの概要は、以下のとおりとなっています。

1989 年度(平成元年度)「高齢者保健福祉推進十か年戦略」(ゴールドプラン)の策定

- ・高齢者保健福祉サービスの整備目標の提示
- ・1999 年度(平成 11 年度)までの十か年の戦略

※なお、1994 年度(平成 6 年度)に「高齢者保健福祉 5 か年計画」(新ゴールドプラン)へ全面改定

1990 年度(平成 2 年度)市町村に老人保健福祉計画の策定義務〔福祉関係 8 法の改正〕

1994 年度(平成 5 年度) 老人保健福祉計画 ※旧4町村(本巢町、真正町、糸貫町、根尾村)がそれぞれで作成

1999 年度(平成 11 年度)もとす介護保険広域連合の設立〔現もとす広域連合〕

2000 年度(平成 12 年度)介護保険制度のスタート

2002 年度(平成 14 年度) 老人保健福祉計画 ※旧4町村が共同で作成

2004 年度(平成 16 年度)合併〔旧本巢町・旧真正町、旧糸貫町・旧根尾村〕

2008 年度(平成 20 年度)老人保健福祉計画から老人保健計画が抜け、老人福祉計画へ

〔高齢者の医療の確保に関する法律〕

2009 年度(平成 21 年度) 本巢市老人福祉計画(第 1 期)

2012 年度(平成 24 年度) 本巢市老人福祉計画(第 2 期)

2015 年度(平成 27 年度) 本巢市老人福祉計画(第 3 期)

2018 年度(平成 30 年度) 本巢市老人福祉計画(第 4 期)

2021 年度(令和 3 年度) 本巢市老人福祉計画(第 5 期)

2024 年度(令和 6 年度) 本巢市老人福祉計画(第 6 期)

3. 計画の位置づけ

(1) 法的位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。また、もとす広域連合が策定する介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画と整合性を図りながら、一体的に策定したものです。

老人福祉法

(市町村老人福祉計画)

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

(略)

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

介護保険法

(市町村介護保険事業計画)

第117条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

二 各年度における地域支援事業の量の見込み

三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

四 前号に掲げる事項の目標に関する事項

(略)

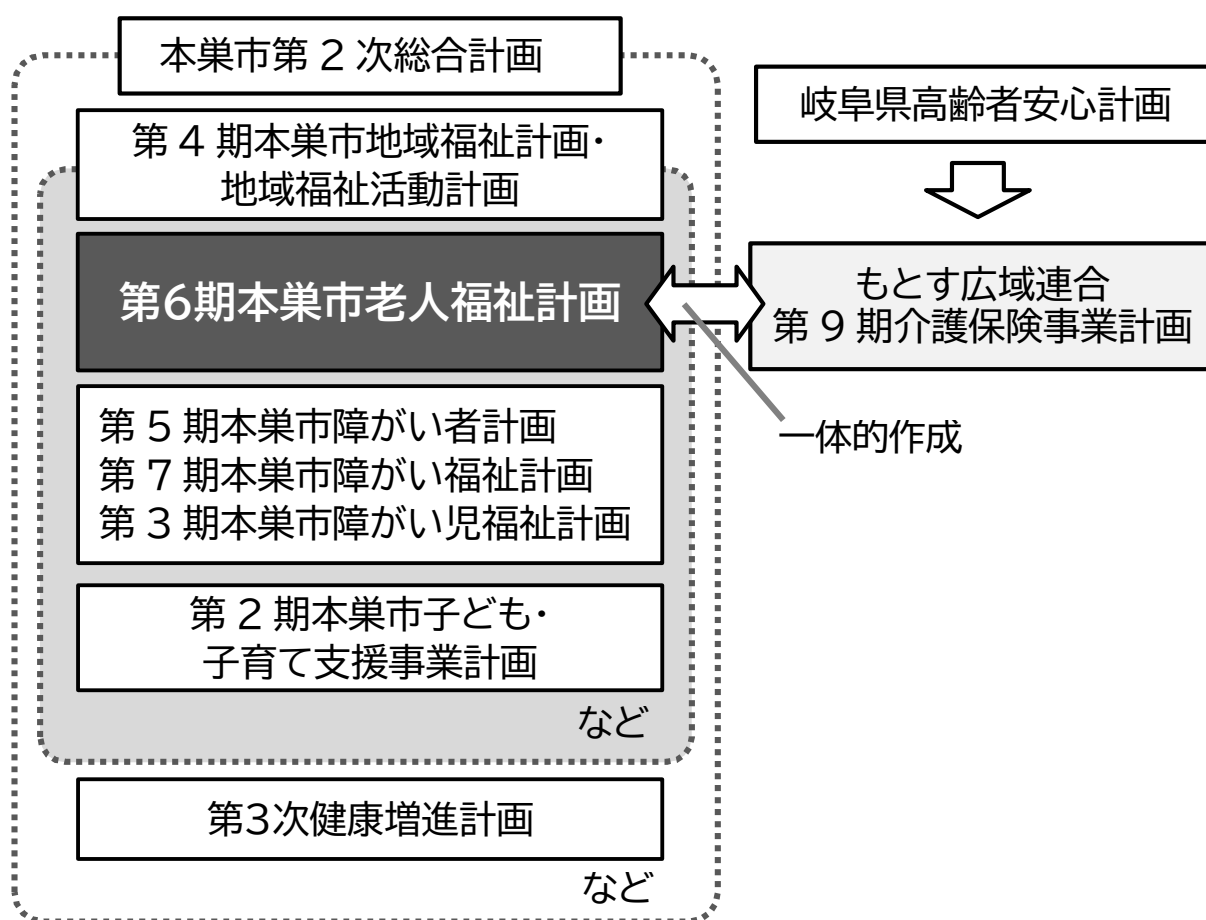
6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

(2) 他の計画との関連性

本計画は、「本巣市第2次総合計画」を最上位計画としつつ、福祉系の上位計画となる「第4期本巣市地域福祉計画・地域福祉活動計画」をそのベースとし、相互の整合性を図りながら、高齢者福祉にかかる施策を位置付けていく必要があります。

また、「健康増進計画」、「障がい福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」など、その他の医療福祉系計画との整合性をも図っていくことが求められます。

■計画の位置づけ

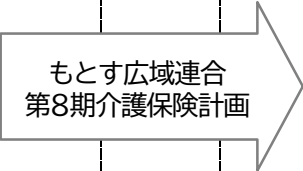
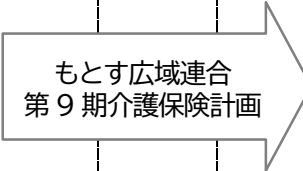
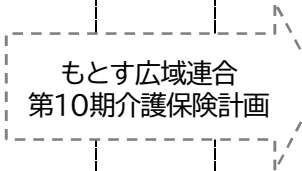
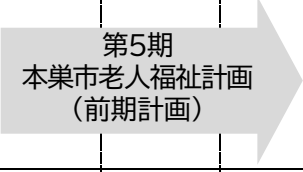
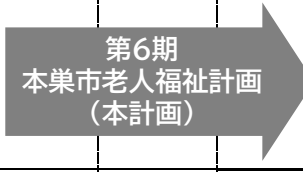
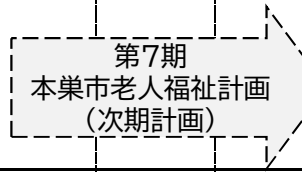


(3) 計画期間

第6期本業市老人福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

本計画期間中に「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる令和7年度を踏まえつつ、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度も見据えた長期的な展望も示す計画になります。

■計画の期間

2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2040年度 令和22年度
 もとす広域連合 第8期介護保険計画			 もとす広域連合 第9期介護保険計画			 もとす広域連合 第10期介護保険計画			団塊ジュニア世代が 65歳に
 第5期 本業市老人福祉計画 (前期計画)			 第6期 本業市老人福祉計画 (本計画)			 第7期 本業市老人福祉計画 (次期計画)			
			団塊の世代が 75歳に						

(4) 計画策定に向けた推進体制等

1. 本巣市老人福祉計画作成委員会

高齢者福祉施策の展開に際して、地域の声を十分に反映した計画にするため、介護・高齢者福祉・医療福祉関係者、議会議員等を構成員とする「本巣市老人福祉計画作成委員会」において、第6期本巣市老人福祉計画の審議を行いました。

年月日	会議・調査など	議題等
令和5年 11月8日	第1回作成委員会	・将来推計人口 ・アンケート調査結果 ・計画骨子(案)
12月	第2回作成委員会	計画(案)※パブリックコメント前の案
1月～2月	パブリックコメント	
令和6年2月	第3回作成委員会	計画(案)※パブリックコメントを反映した案
令和6年3月	議会報告・答申	

2. 庁内体制

老人福祉計画は、介護、福祉の分野に限らず、広範囲な分野にわたった計画であるため、計画の推進にあたっては、健康福祉部福祉敬愛課が中心となって関係部局等との横断的な連携・調整を図ります。

3. 関係機関との連携

保健・医療・福祉の視点から計画を総合的に推進し、高齢者を地域全体で見守り、支援する地域包括ケアシステムの構築を図るため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会等関係機関との連携強化を図ります。

また、広域的に取り組む必要のある事項は、岐阜県及びもとす広域連合の構成市町等と連携して推進していきます。

4. 市民と行政の協働による推進

高齢者を取り巻く問題・課題は、当事者の努力や行政の支援だけで解決できるものではありません。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民による様々な支援が必要であり、市民一人ひとりがこの計画の推進役となっていただく必要があります。そこで、計画の推進にあたっては、市民に協力を求め協働による施策の展開を目指します。

5. 計画の進行管理

計画の実効性を高め、目標を達成していくためには、計画の進捗状況を把握し、評価することが重要になります。そのため、本巣市老人福祉計画作成委員会において客観的に進捗状況をチェックするとともに、制度改正及び社会情勢等の変化等に対応して、施策等の方向性を検討していきます。

6. アンケート調査

第6期本巣市老人福祉計画〔本巣市〕及び第9期介護保険事業計画〔もとす広域連合（構成市町：瑞穂市、本巣市、北方町）〕の作成に必要な基礎資料を得るために、以下の4種類の調査を実施しました。（詳細はP14以降参照）

調査名	調査対象者	調査期間
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	・65歳以上の高齢者（無作為抽出） ※要介護者を除く	令和4年11月2日 ～11月30日
在宅介護実態調査	・在宅で生活する要支援・要介護者	令和4年10月1日 ～令和5年1月31日
介護人材実態調査	・介護事業所、介護施設等（サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料含む）事業者	令和5年1月10日 ～2月3日
担い手世代に関する調査	・15～35歳を対象（無作為抽出） ※中学生を除く	令和5年1月21日 ～2月12日

※なお、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、もとす広域連合管内を5つの「日常生活圏域」に分け、それぞれの圏域でのクロス集計を行っています。「日常生活圏域」は、地域住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める圏域のことです。



第2章 高齢者を取り巻く現状

1. 本巢市の高齢者を取り巻く状況

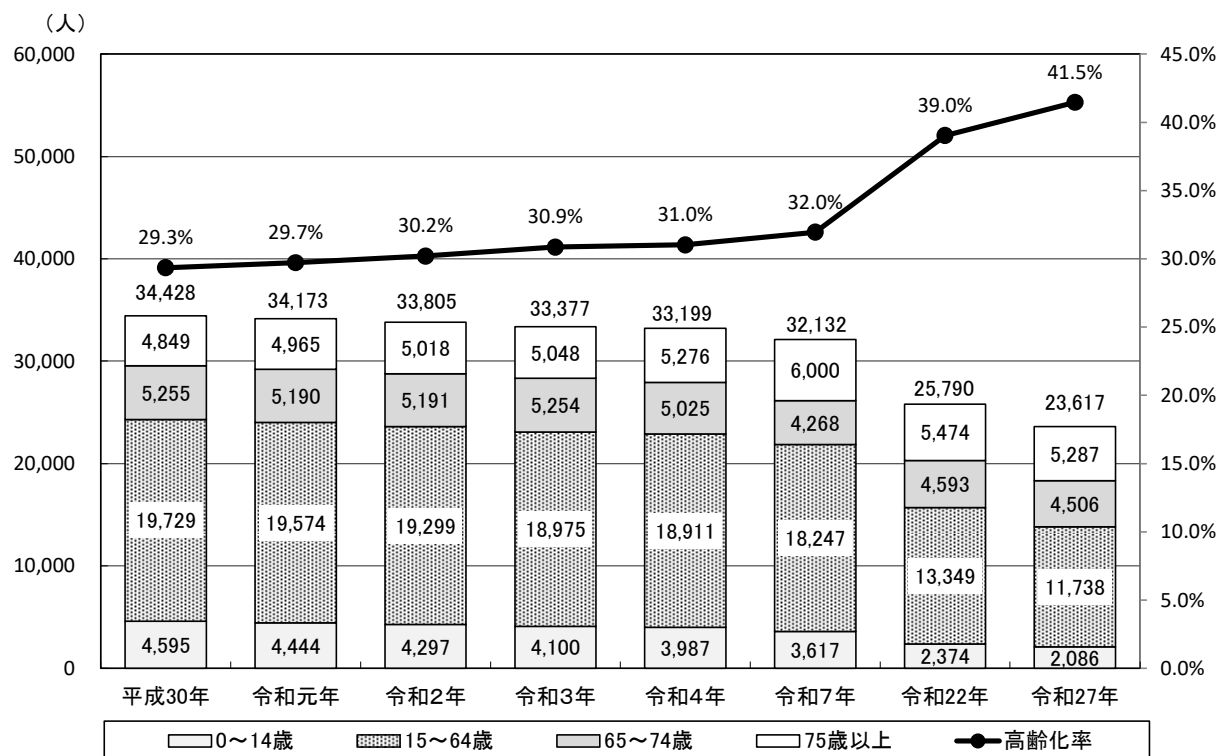
(1) 総人口と高齢化率

本市の総人口は、減少傾向となっており、令和2年から令和4年には33,000人台で推移していますが、令和22年には25,790人、令和27年には25,000人を下回ることが予測されます。

高齢者人口(65歳以上)は、前期高齢者(65～74歳)が5,100人前後で推移、後期高齢者(75歳以上)は増加傾向にあり、令和4年では前期高齢者が5,025人、後期高齢者が5,276人で後期高齢者の人口が前期高齢者の人口を上回り、高齢化率は31.0%となっています。

年齢4区分別の人口割合は、平成30年と令和4年を比較すると、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)の割合が減少し、高齢者人口の割合が増加しています。中でも後期高齢者人口の割合は令和22年以降には20.0%を上回る事が予測されます。

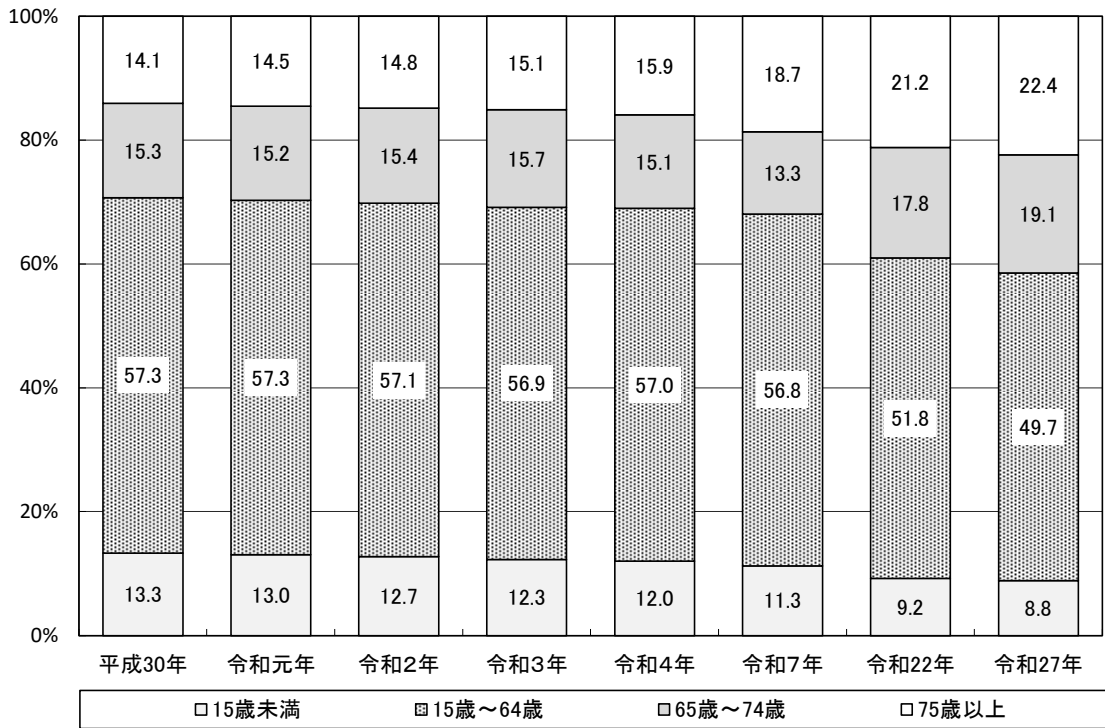
■総人口・高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳人口(各年9月末時点)
 ※令和7年以降の推計値は本巢市独自推計

※推計はコーホート変化率法によるもので、平成30年から令和4年の住民基本台帳の性別・各歳人口推移に基づきます。コーホート変化率法は、同時期に生まれた集団(コーホート)の一定期間における人口の変化率が、将来にわたって維持されると仮定して将来人口を推計します。

■年齢4区分別人口割合の推移

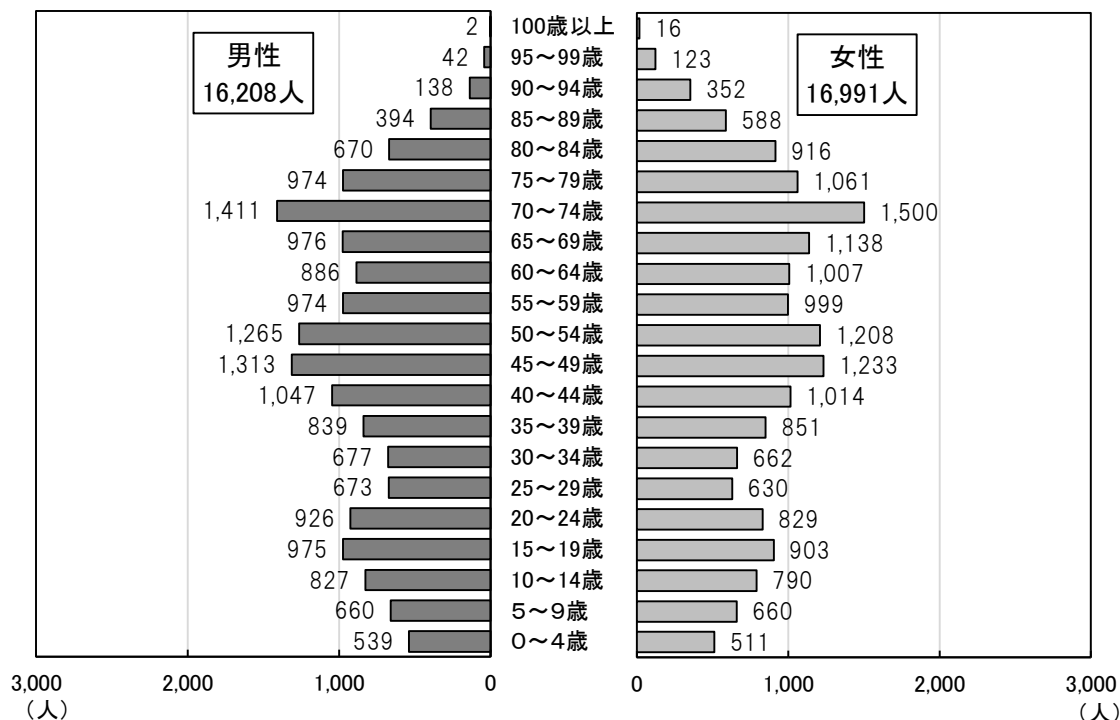


資料:住民基本台帳人口(各年9月末時点)
 ※令和7年以降の推計値は本巣市独自推計

(2)年齢別人口

本市の人口を年齢別にみると、70歳～74歳の人口が多くなっています。また、45歳～49歳、50歳～54歳の人口も多くなっていることから、今後も65歳～74歳の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者の人口は増加することが見込まれます。

■人口ピラミッド



資料:住民基本台帳人口(令和4年9月末時点)

(3)高齢者世帯数

本市の65歳以上のいる世帯数は増加傾向となっており、令和2年には6,153世帯で、一般世帯に占める比率が52.6%と半数を上回っています。

また、高齢夫婦世帯数や高齢者独居世帯数も増加が続いており、令和2年には高齢夫婦世帯の割合15.3%と高齢者独居世帯の割合9.8%を合算すると25.1%で、一般世帯に占める比率の1/4を占める結果となっています。

■高齢者世帯数の推移

世帯類型	単位	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	世帯	9,886	10,543	11,132	11,321	11,697
65歳以上の親族の いる一般世帯数	世帯	4,119	4,560	5,176	5,853	6,153
	%	41.7	43.3	46.5	51.7	52.6
高齢夫婦世帯	世帯	672	933	1,200	1,665	1,787
	%	6.8	8.8	10.8	14.7	15.3
高齢独居世帯	世帯	383	514	712	929	1,143
	%	3.9	4.9	6.4	8.2	9.8

資料:国勢調査(各年10月1日時点)

※一般世帯:住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる
単身者、間借り・下宿などの単身者、会社などの独身寮の単身者の世帯

※高齢夫婦世帯:夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦が1組のみの世帯

※高齢独居世帯:65歳以上の人が1人のみの世帯

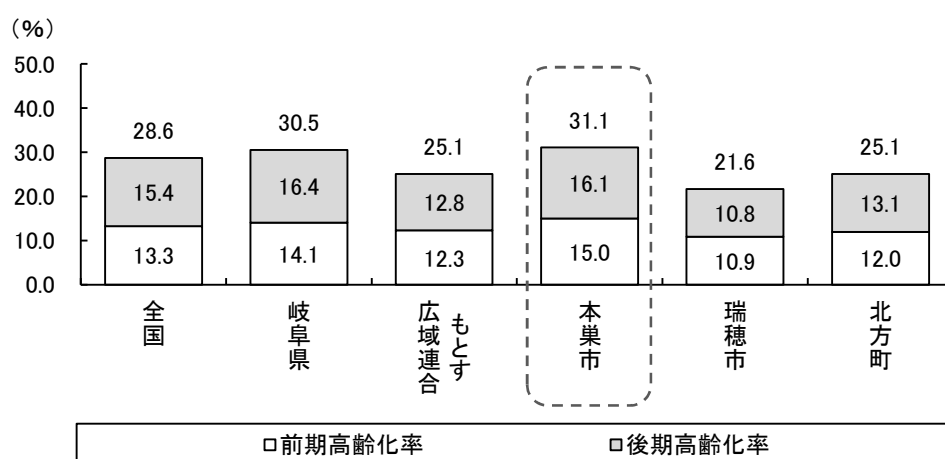
(4)他市町との比較(高齢化率・高齢世帯率)

本市の高齢化率は31.1%であり、全国平均28.6%、岐阜県平均30.5%、もとす広域連合平均25.1%より高くなっています。

高齢独居世帯割合は9.8%であり、全国平均12.1%、岐阜県平均10.9%より低く、もとす広域連合平均8.4%より高くなっています。

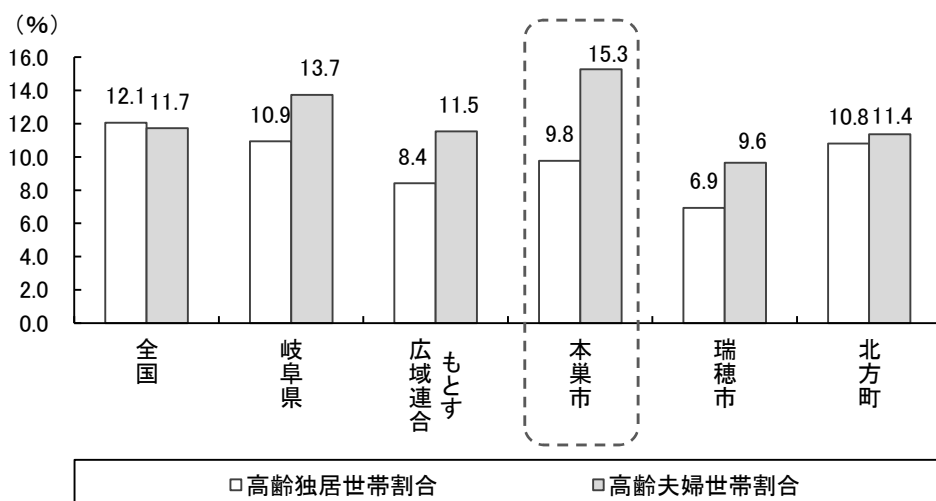
高齢夫婦世帯割合は15.3%であり、全国平均11.7%、岐阜県平均13.7%、もとす広域連合平均11.5%より高くなっています。

■高齢化率



資料:住民基本台帳(令和5年1月1日時点)

■高齢独居世帯・高齢夫婦世帯割合



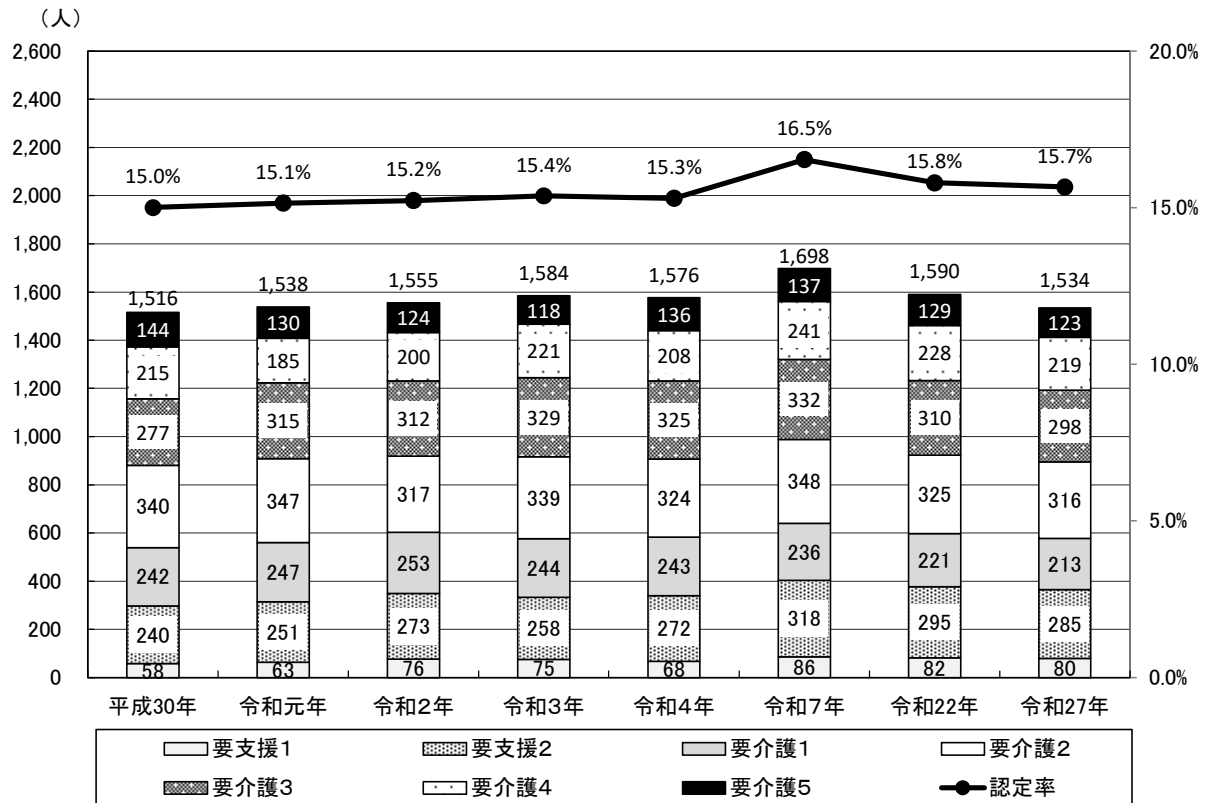
資料:国勢調査(令和2年)

(5)要介護・要支援認定者数

本市の要介護・要支援認定者数は増加傾向となっており、令和7年は1,698人と1,700人近くになることが予測されますが、令和22年以降は減少に転じ、令和27年には1,500人近くまで減少することが予測されます。

認定率は、15%台で推移しており、令和7年には16.5%まで増加することが予測されますが、令和22年以降は減少に転じることが見込まれています。

■要介護・要支援認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告(各年9月末時点)

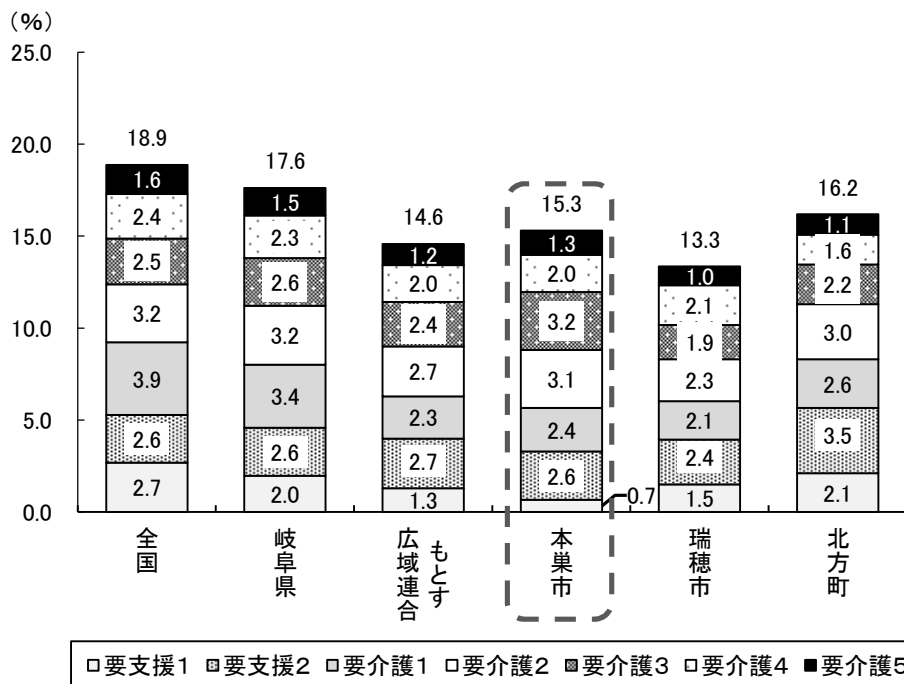
※認定者数は第1号被保険者のみ

※令和7年以降の推計値は本業市独自推計

(6)他市町との比較(認定率)

本市の認定率は15.3%であり、全国平均18.9%、岐阜県平均17.6%よりも低く、もとす広域連合平均14.6%より高くなっています。

■認定率(要介護度別)



資料:介護保険事業状況報告(令和4年9月末)

2. アンケート調査

もとす広域連合が定める第9期介護保険事業計画、及び広域連合組織市町(瑞穂市、本巣市、北方町)が定める「市町村老人福祉計画」の策定にあたり、下記アンケート調査を実施しました。

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】(65歳以上の高齢者(※要介護者を除く)対象)

【在宅介護実態調査】(在宅で生活する要支援・要介護者対象)

【介護人材実態調査】(介護事業所、介護施設等 事業者対象)

【担い手世代に関する調査】(15～35歳(※中学生を除く)対象)

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

日常生活圏域ごとに、高齢者の生活状況や生活支援のニーズ、地域の抱える課題等を把握し、今後の高齢者等の支援施策の検討に向けた、基礎資料を得ることを目的とする調査です。

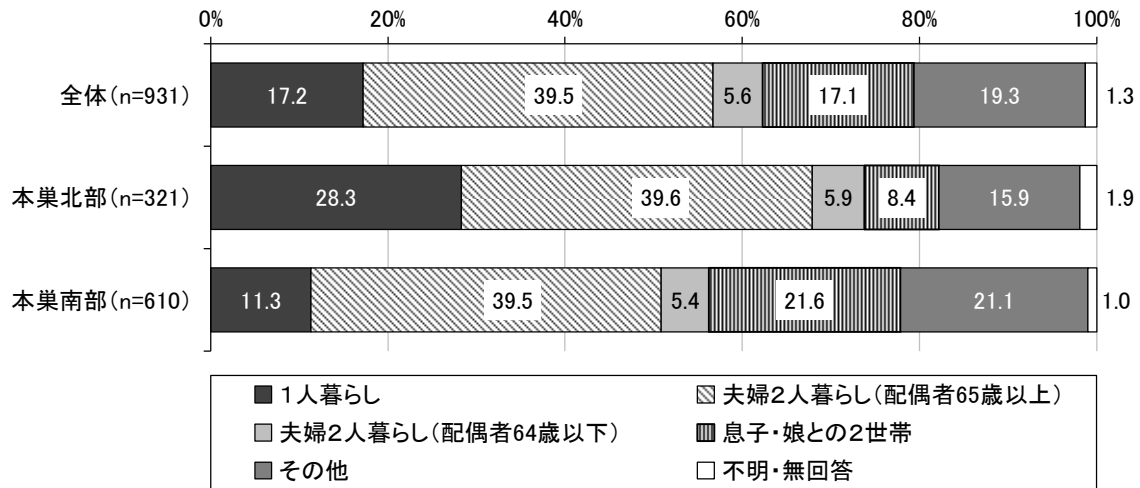
■調査の概要

調査対象者	65歳以上の高齢者（無作為抽出）※要介護者を除く
調査方法	郵送による調査票の発送・回収(無記名回収)
調査期間	令和4年11月2日～令和4年11月30日
配布数	4,000通(本巣市 1,500通)
回収数	2,523通(本巣市 931通)
回収率	63.1%(本巣市 62.1%)

※ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、本巣市分の調査結果を掲載します。

問 あなたの家族構成を教えてください。(○印は1つだけ)

本巣市全体では「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が39.5%と最も高く、次いで「その他」が19.3%、「1人暮らし」が17.2%となっています。全体と比べて、【本巣北部】では「1人暮らし」が28.3%と高くなっています。



問 介護等において、どのようなサービスがあったらよいと思いますか。また、利用したいと思いますか(○印はいくつでも)

本巣市全体では「通院のための交通手段(車での送迎)を支援してくれるサービス」が55.6%と最も高く、次いで「深夜でも利用できて安心な、24時間体制の介護支援サービス」が37.8%、「定期的に自宅を訪問し、安否確認をしてくれるサービス」が35.2%となっています。

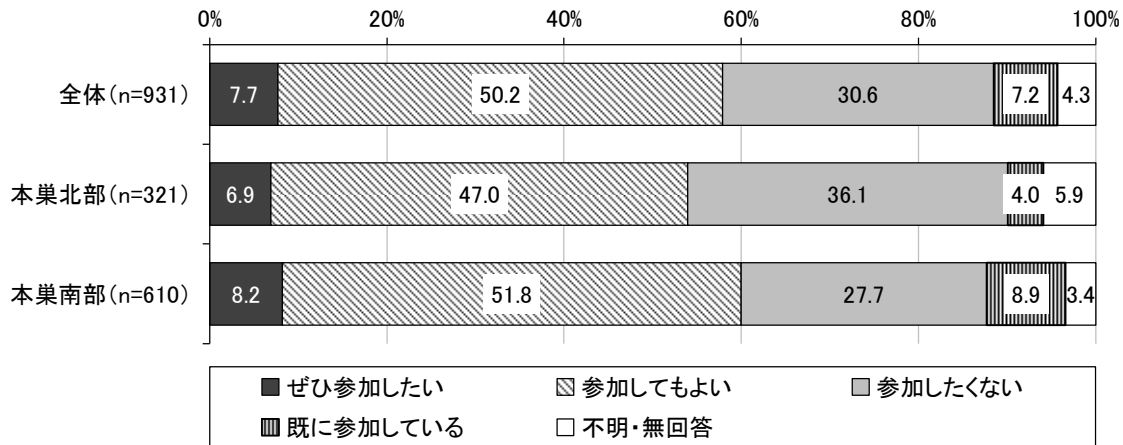
全体と比べて、【本巣北部】では「通院のための交通手段(車での送迎)を支援してくれるサービス」が48.6%と低く、【本巣南部】では「屋外の掃除、庭の手入れをしてくれるサービス」が37.2%と高くなっています。

	食べ物・日用品などの買い物をしてくれるサービス	食べ物・日用品などを売りにきてくれるサービス	日にちを選んで食事を配達してくれるサービス	買い物のためにお店につれていってくれるサービス	インターネットでの宅配サービス	電話注文での宅配サービス	家屋内のゴミ出しをしてくれるサービス	家屋内の整理・整頓・掃除をしてくれるサービス	屋外の掃除、庭の手入れをしてくれるサービス
全体 (n=931)	32.3	34.0	32.3	31.3	8.6	22.8	28.6	32.1	31.9
本巣北部 (n=321)	30.5	38.0	29.3	27.4	5.0	17.4	25.5	27.7	21.8
本巣南部 (n=610)	33.3	32.0	33.9	33.3	10.5	25.6	30.2	34.4	37.2

	電球交換等の軽微な家事支援をしてくれるサービス	粗大ゴミの処分等をしてくれるサービス	通院のための交通手段(車での送迎)を支援してくれるサービス	通院時などに付き添い・支援をしてくれるサービス	外出(娯楽・遊戯・買い物)時に同行・支援をしてくれるサービス	定期的に自宅を訪問し、安否確認をしてくれるサービス	深夜でも利用できて安心な、24時間体制の介護支援サービス	その他	不明・無回答
全体 (n=931)	16.5	31.7	55.6	24.6	10.4	35.2	37.8	1.4	6.3
本巣北部 (n=321)	15.0	27.1	48.6	19.3	8.1	35.5	28.7	1.6	6.9
本巣南部 (n=610)	17.4	34.1	59.3	27.4	11.6	35.1	42.6	1.3	6.1

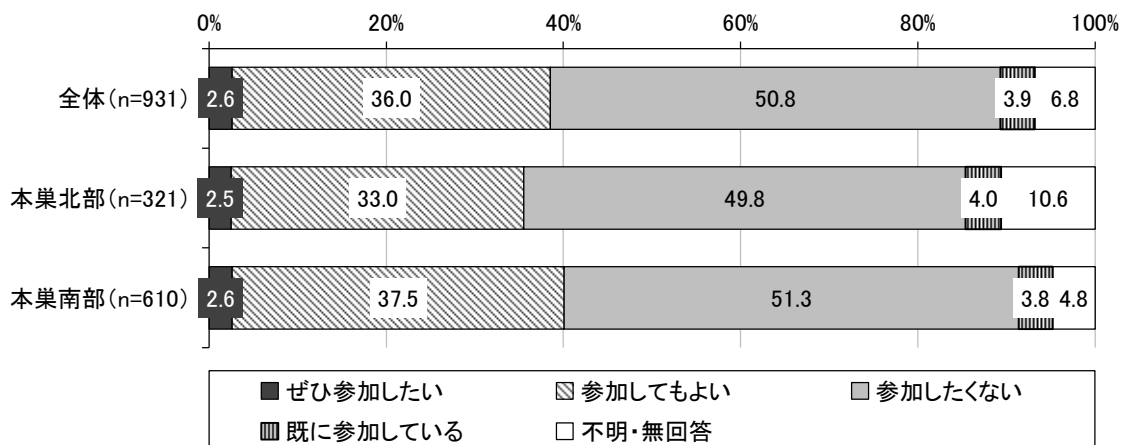
問 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。(○印は1つだけ)

本巢市全体では「参加してもよい」が50.2%と最も高く、次いで「参加したくない」が30.6%、「ぜひ参加したい」が7.7%となっています。全体と比べて、【本巢北部】では、「参加したくない」が36.1%で高くなっています。



問 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいと思いますか。(○印は1つだけ)

本巢市全体では「参加したくない」が50.8%と最も高く、次いで「参加してもよい」が36.0%、「既に参加している」が3.9%となっています。地区別にみても、全体と大きな違いはみられません。



問 今後、通いの場(サロン等)をより良いものにするにあたり、必要だと思われることをお聞かせください（○印はいくつでも）

本巢市全体では「一人でも参加しやすい環境づくり」が 39.6%と最も高く、次いで「歩いて行ける通いの場の設置」が 30.7%、「新規利用者が参加しやすい環境づくり」が 29.9%となっています。

全体と比べて、【本巢北部】では、「一人でも参加しやすい環境づくり」が 29.3%、「歩いて行ける通いの場の設置」が 22.7%、「新規利用者が参加しやすい環境づくり」が 22.1%と低く、【本巢南部】では、「一人でも参加しやすい環境づくり」が 45.1%と高くなっています。

	通いの場の情報発信の充実	歩いて行ける通いの場の設置	性別に左右されない参加しやすい環境づくり	新規利用者が参加しやすい環境づくり	一人でも参加しやすい環境づくり	運動教室の充実
全体(n=931)	16.1	30.7	22.0	29.9	39.6	10.7
本巢北部(n=321)	12.8	22.7	21.8	22.1	29.3	6.2
本巢南部(n=610)	17.9	34.9	22.1	33.9	45.1	13.1

	文化教室の充実	企業とのコラボレーション	各自治会との連携	その他	特に必要だと思わない	不明・無回答
全体(n=931)	9.2	2.0	8.9	1.6	16.8	14.5
本巢北部(n=321)	6.2	1.9	10.3	0.9	17.8	21.5
本巢南部(n=610)	10.8	2.1	8.2	2.0	16.2	10.8

問 地域住民自らによる高齢者支援として考えられるものは何ですか。(○印はいくつでも)

問 高齢者支援の中で、あなたができることは何ですか。(○印はいくつでも)

地域住民自らによる高齢者支援として考えられるものについてみると、本巢市全体では「日頃の声掛け」が68.0%と最も高く、次いで「近隣での見守り」が51.3%、「話し相手」が44.9%となっています。地区別にみても、全体と大きな違いはみられません。

高齢者支援の中で、あなたができることについてみると、本巢市全体では「日頃の声掛け」が65.8%と最も高く、次いで「近隣での見守り」が46.9%、「話し相手」が46.5%となっています。地区別にみても、全体と大きな違いはみられません。

■高齢者支援として考えられるもの

	日頃の声掛け	近隣での見守り	話し相手	買物のサポート	ゴミ出し	掃除
全体 (n=931)	68.0	51.3	44.9	14.0	13.9	6.8
本巢北部 (n=321)	69.5	49.5	47.4	14.0	10.3	5.9
本巢南部 (n=610)	67.2	52.3	43.6	13.9	15.7	7.2

	家事	サロンなど交流の場の提供	災害時・緊急時の支援	その他	不明・無回答
全体 (n=931)	3.7	9.1	34.9	0.4	7.5
本巢北部 (n=321)	3.4	6.2	31.5	0.0	7.5
本巢南部 (n=610)	3.8	10.7	36.7	0.7	7.5

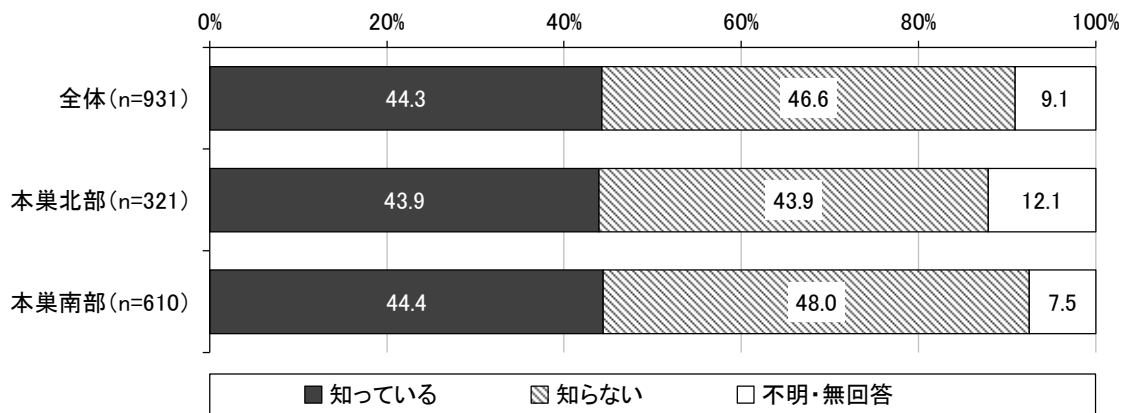
■高齢者支援の中で、できること

	日頃の声掛け	近隣での見守り	話し相手	買物のサポート	ゴミ出し	掃除
全体 (n=931)	65.8	46.9	46.5	10.2	12.1	5.3
本巢北部 (n=321)	64.5	42.7	49.2	9.0	9.0	3.7
本巢南部 (n=610)	66.6	49.2	45.1	10.8	13.8	6.1

	家事	サロンなど交流の場の提供	災害時・緊急時の支援	その他	不明・無回答
全体 (n=931)	2.5	3.0	19.4	1.5	9.8
本巢北部 (n=321)	3.7	2.5	17.8	1.2	12.1
本巢南部 (n=610)	1.8	3.3	20.3	1.6	8.5

問 地域包括支援センターをご存じですか。(どちらかに○印)

本巢市全体では「知らない」が46.6%、「知っている」が44.3%となっています。地区別にみても、全体と大きな違いはみられません。



問 今後、認知症対策を進めていくうえで、どのようなことを最も重点に置く必要があると思いますか。(○印はいくつでも)

本巢市全体では「早期発見・早期診療のしくみづくり」が67.9%と最も高く、次いで「介護者家族への支援」が42.5%、「介護サービス等の整備」が28.2%となっています。

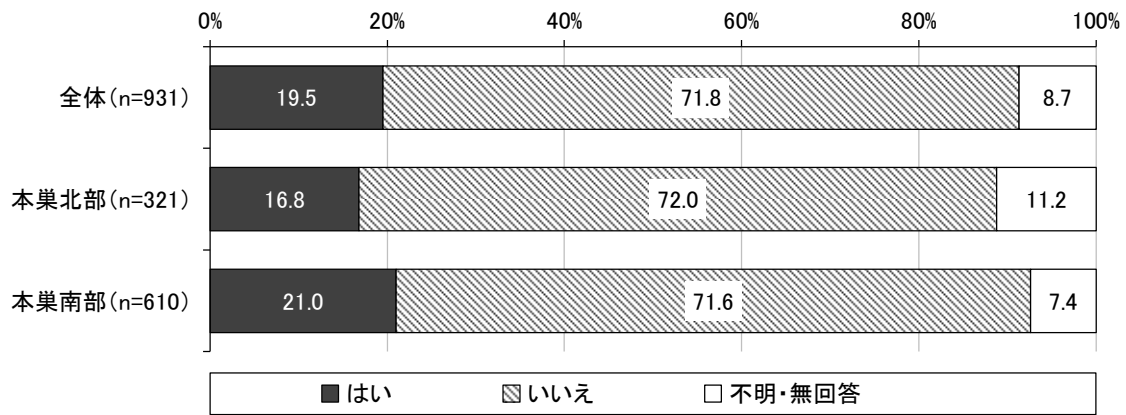
全体と比べて、【本巢北部】では「介護者家族への支援」が33.6%、「介護サービス等の整備」が21.8%と低くなっています。

	早期発見・早期診療のしくみづくり	かかりつけ医に対する研修	介護従事者の研修	ボランティアの養成	介護者家族への支援	徘徊見守りネットワークづくり
全体 (n=931)	67.9	11.7	12.7	5.8	42.5	16.9
本巢北部 (n=321)	68.8	10.0	10.0	3.7	33.6	10.6
本巢南部 (n=610)	67.4	12.6	14.1	6.9	47.2	20.2

	認知症予防教室等の開催	若年性認知症への支援	介護サービス等の整備	成年後見制度や虐待防止の取り組み	その他	不明・無回答
全体 (n=931)	18.9	11.5	28.2	6.3	1.3	13.7
本巢北部 (n=321)	13.4	12.5	21.8	4.7	0.6	18.1
本巢南部 (n=610)	21.8	11.0	31.6	7.2	1.6	11.5

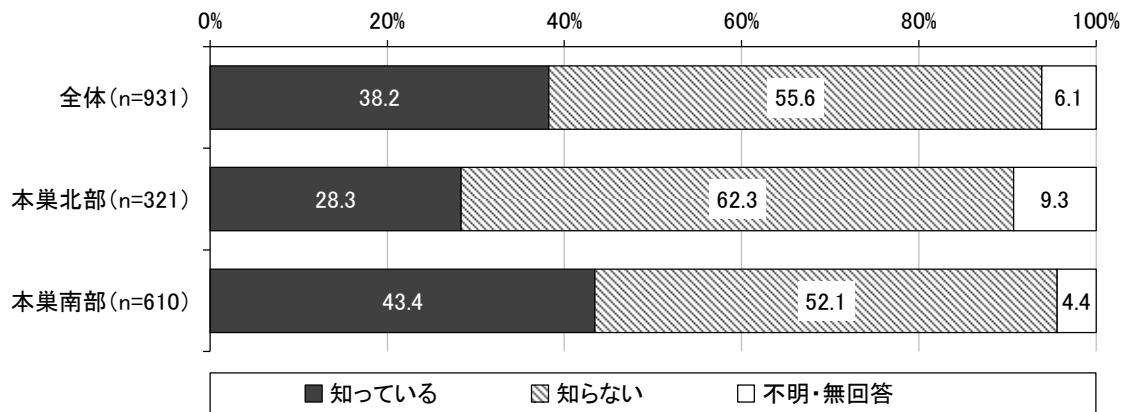
問 認知症に関する相談窓口を知っていますか。(どちらかに○印)

本巢市全体では「いいえ」が71.8%、「はい」が19.5%となっています。地区別にみても、全体と大きな違いはみられません。



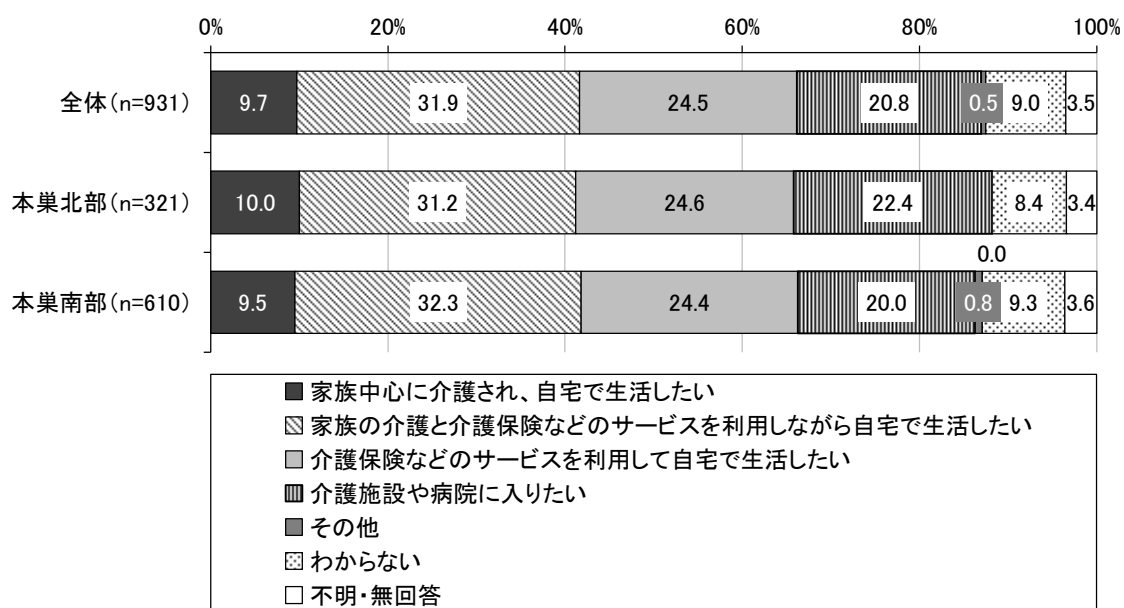
問 成年後見制度をご存じですか。(どちらかに○印)

本巢市全体では「知らない」が55.6%、「知っている」が38.2%となっています。「知っている」に着目すると、全体と比べて、【本巢北部】は28.3%と低く、【本巢南部】は43.4%と高くなっています。



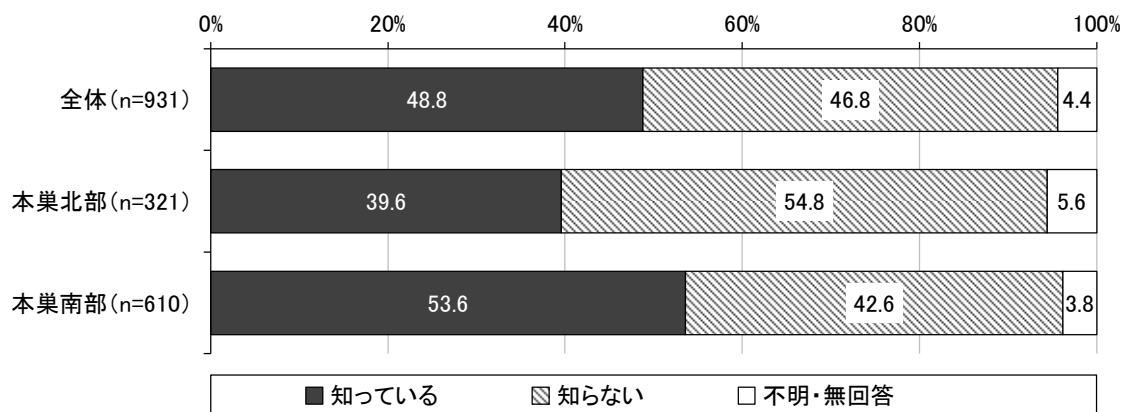
問 あなたは、介護が必要になったら、どのように生活したいですか。
 (現在、介護が必要な方は今後どのように生活したいかをお答えください)
 (○印は1つだけ)

本巢市全体では「家族の介護と介護保険などのサービスを利用しながら自宅で生活したい」が31.9%と最も高く、次いで「介護保険などのサービスを利用して自宅で生活したい」が24.5%、「介護施設や病院に入りたい」が20.8%となっています。地区別にみても、全体と大きな違いはみられません。



問 ヤングケアラーという言葉をご存じですか。(どちらかに○印)

本巢市全体では「知っている」が48.8%、「知らない」が46.8%となっています。「知っている」に着目すると、全体と比べて、【本巢北部】は39.6%と低く、【本巢南部】は53.6%と高くなっています。



問 ヤングケアラーにはどのような支援が必要だと思いますか。(○印はいくつでも)

「相談できる人や場所」が78.2%と最も高く、次いで「代わりに家事やケアをしてくれる人」が61.9%、「支援につながるよう関係機関・関係者へのつなぎ」が59.9%となっています。地区別にみても、全体と大きな違いはみられません。

	相談できる人や場所	代わりに家事やケアをしてくれる人	ケアが必要な対象者へのサービス調整	支援につながるよう関係機関・関係者へのつなぎ	その他	わからない	不明・無回答
全体 (n=454)	78.2	61.9	52.2	59.9	2.4	2.4	0.4
本巢北部 (n=127)	74.0	64.6	49.6	58.3	0.8	1.6	0.0
本巢南部 (n=327)	79.8	60.9	53.2	60.6	3.1	2.8	0.6

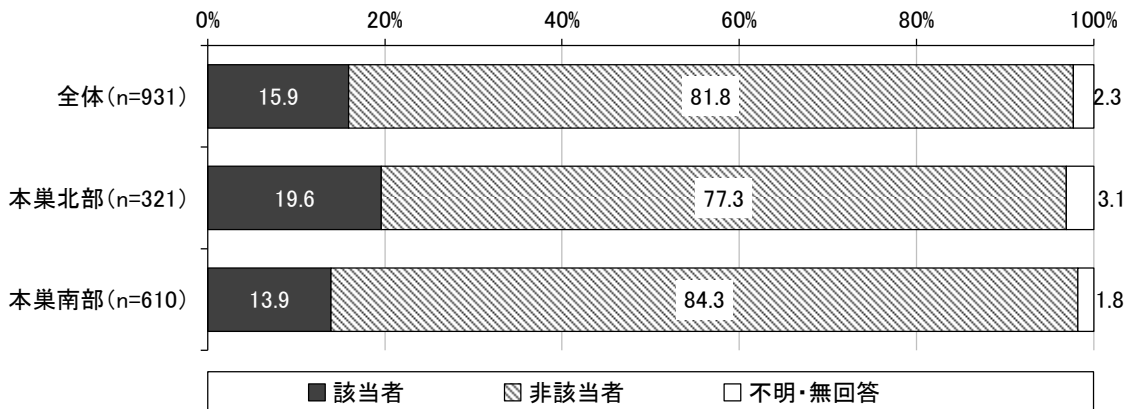
■要支援リスク判定

アンケート調査の回答結果に基づき、要支援となるリスクがどの程度あるかを算出しました。

項目	判定の基となる設問	
①運動器機能の低下	問 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか 問 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか 問 15分位続けて歩いていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
	問 過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2. 1度ある 3. ない
	問 転倒に対する不安は大きいですか	1. とても不安である 2. やや不安である 3. あまり不安でない 4. 不安でない
該当する選択肢(網掛けの箇所)が3問以上回答された場合リスクあり		
②認知機能の低下	問 物忘れが多いと感じますか	1. はい 2. いいえ
	該当する選択肢(網掛けの箇所)が回答された場合リスクあり	

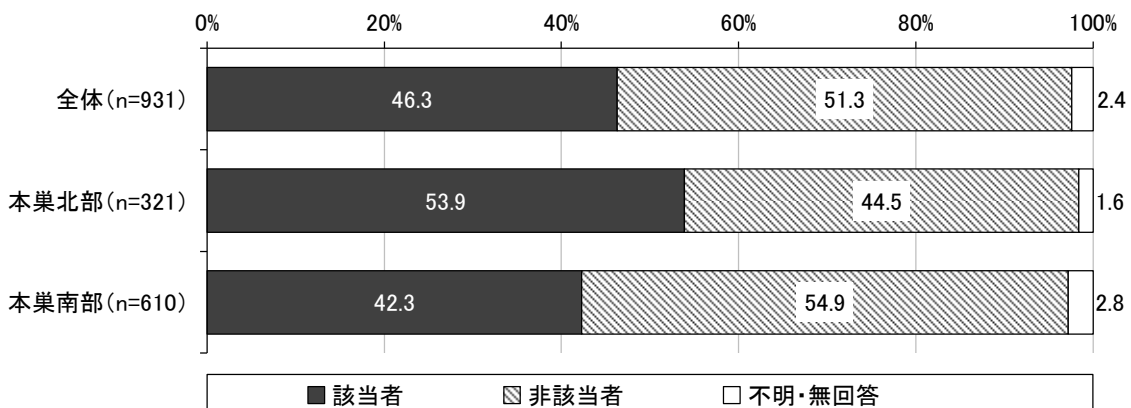
① 運動器機能の低下

本巢市全体では「非該当者」が81.8%、「該当者」が15.9%となっています。「該当者」に着目すると、全体と比べて、【本巢北部】は19.6%と高く、【本巢南部】は13.9%と低くなっています。



② 認知機能の低下

本巢市全体では「非該当者」が51.3%、「該当者」が46.3%となっています。「該当者」に着目すると、全体と比べて、【本巢北部】は53.9%と高く、【本巢南部】は42.3%と低くなっています。



■老研式活動能力指標による評価

老研式活動能力指標とは生活機能の評価を行うことを目的とした指標であり、手段的日常生活動作(IADL)、知的能動性、社会的役割の3つの尺度について評価する指標となります。アンケート調査の回答結果に基づき、点数を算出しました。

【①手段的日常生活動作】

該当する選択肢(表の網掛け箇所)が回答された場合は1点と数え、合計が5点で手段的日常生活動作が「高い」、4点で「やや低い」、0～3点で「低い」と判定されます。

設問内容	選択肢
問 バスや電車を使って1人で外出していますか (自家用車でも可)	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
問 自分で食品・日用品の買物をしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
問 自分で食事の用意をしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
問 自分で請求書の支払いをしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
問 自分で預貯金の出し入れをしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

【②知的能動性】

該当する選択肢(表の網掛け箇所)が回答された場合は1点と数え、合計が4点で知的能動性が「高い」、3点で「やや低い」、0～2点で「低い」と判定されます。

設問内容	選択肢
問 年金などの書類(役所や病院などに出す書類)が書けますか	1. はい 2. いいえ
問 新聞を読んでいますか	1. はい 2. いいえ
問 本や雑誌を読んでいますか	1. はい 2. いいえ
問 健康についての記事や番組に関心がありますか	1. はい 2. いいえ

【③社会的役割】

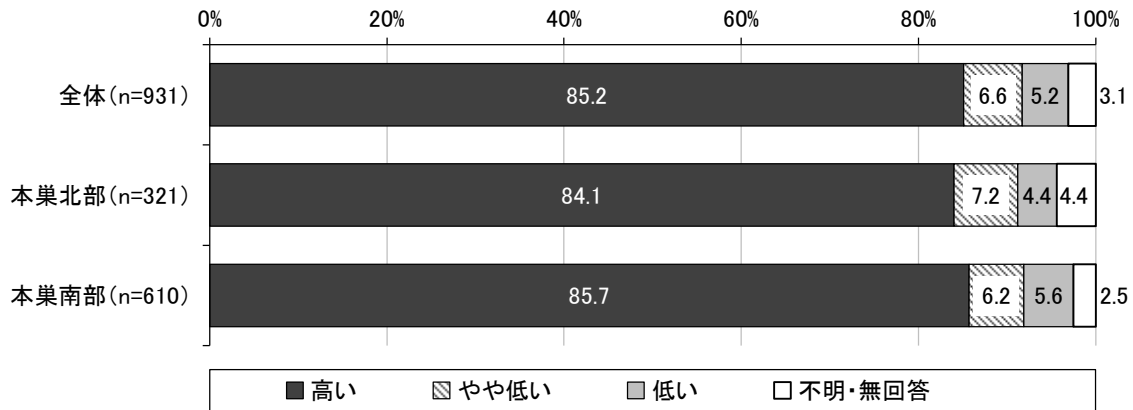
該当する選択肢(表の網掛け箇所)が回答された場合は1点と数え、合計が4点で社会的役割が「高い」、3点で「やや低い」、0～2点で「低い」と判定されます。

設問内容	選択肢
問 友人の家を訪ねていますか	1. はい 2. いいえ
問 家族や友人の相談にのっていますか	1. はい 2. いいえ
問 病人を見舞うことができますか	1. はい 2. いいえ
問 若い人に自分から話しかけることがありますか	1. はい 2. いいえ

■老研式活動能力指標による評価

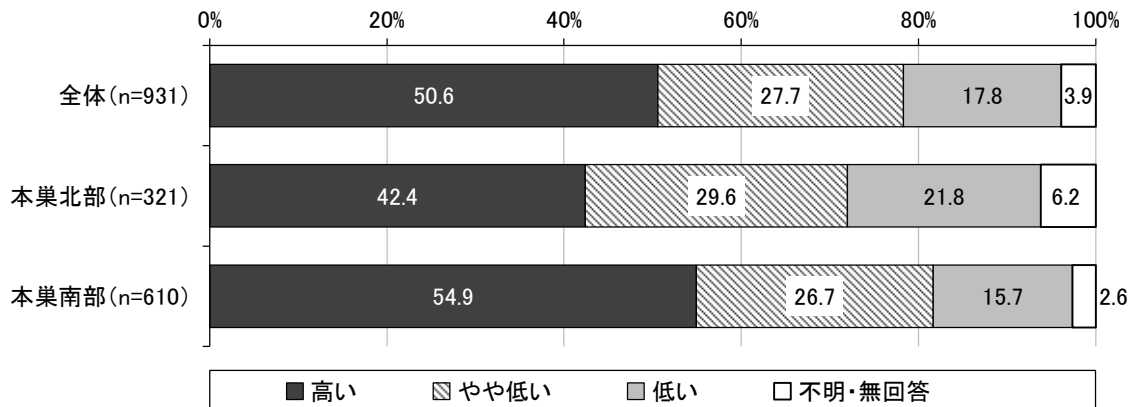
① 手段的自立度(IADL)

本巢市全体では「高い」が85.2%と最も高く、次いで「やや低い」が6.6%、「低い」が5.2%となっています。地区別にみても、全体と大きな違いはみられません。



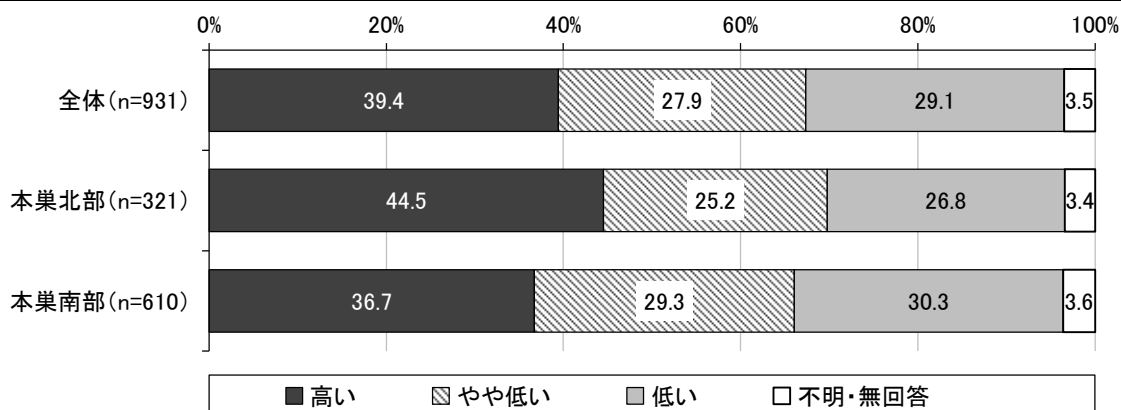
② 知的能動性

本巢市全体では「高い」が50.6%と最も高く、次いで「やや低い」が27.7%、「低い」が17.8%となっています。全体と比べて、【本巢北部】では、「高い」が42.4%と低くなっています。



③ 社会的役割

本巢市全体では「高い」が39.4%と最も高く、次いで「低い」が29.1%、「やや低い」が27.9%となっています。全体と比べて、【本巢北部】では、「高い」が44.5%と高くなっています。



(2) 在宅介護実態調査

「家族等介護者の就労継続」や「要介護者の適切な在宅生活の継続」等についての、客観的な状態把握とその達成のための施策検討に向けた基礎資料を得ることを目的とする調査です。

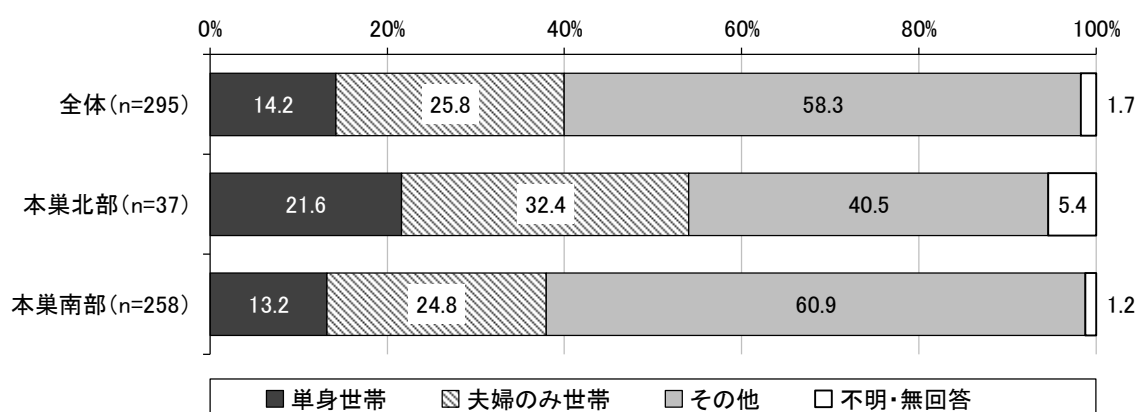
■調査の概要

調査対象者	在宅で生活する要支援・要介護者
調査方法	認定調査員または介護サービス事業所担当者、地域包括支援センター職員による聞き取り調査
調査期間	令和4年10月1日～令和5年1月31日
回収数	670通(本巢市 295通)

※ 在宅介護実態調査は、本巢市分の調査結果を掲載します。

問 世帯類型について、ご回答ください(○印は1つだけ)

本巢市全体では「単身世帯」が14.2%、「夫婦のみ世帯」が25.8%となっています。全体と比べて、【本巢北部】では「単身世帯」が21.6%、「夫婦のみ世帯」が32.4%と高くなっています。



問 主な介護者の方の年齢について、ご回答ください(1つを選択)

本巢市全体では「60代」が28.4%と最も高く、次いで「50代」が23.3%、「70代」が21.5%となっています。全体と比べて、【本巢北部】では「50代」が32.4%と高くなっています。

	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代
全体 (n=275)	0.0	0.0	1.5	6.9	23.3	28.4
本巢北部 (n=34)	0.0	0.0	0.0	8.8	32.4	29.4
本巢南部 (n=241)	0.0	0.0	1.7	6.6	22.0	28.2

	70代	80歳以上	わからない	不明・無回答
全体 (n=275)	21.5	17.8	0	0.7
本巢北部 (n=34)	20.6	8.8	0	0.0
本巢南部 (n=241)	21.6	19.1	0	0.8

問 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス(現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む)について、ご回答ください
(○印はいくつでも)

本巢市全体では「特になし」が45.4%と最も高く、次いで「移送サービス」が20.0%、「配食」が16.3%となっています。全体と比べて、【本巢北部】では「配食」が5.4%、「買い物」が2.7%、「外出同行」が8.1%と低く、「見守り、声かけ」と「サロンなどの定期的な通いの場」が13.5%と高くなっています。

	配食	調理	掃除・洗濯	買い物(宅配は含まない)	ゴミ出し	外出同行(通院、買い物など)
全体 (n=295)	16.3	10.5	13.2	8.8	8.8	15.3
本巢北部 (n=37)	5.4	10.8	8.1	2.7	5.4	8.1
本巢南部 (n=258)	17.8	10.5	14.0	9.7	9.3	16.3

	移送サービス (介護・福祉タクシー等)	見守り、声かけ	サロンなどの定期的な通いの場	その他	特になし	不明・無回答
全体 (n=295)	20.0	12.9	7.5	3.1	45.4	5.8
本巢北部 (n=37)	16.2	13.5	13.5	2.7	48.6	8.1
本巢南部 (n=258)	20.5	12.8	6.6	3.1	45.0	5.4

問 ご本人(調査対象者)が、現在抱えている傷病について、ご回答ください
(○印はいくつでも)

本巢市全体では「その他」を除くと、「認知症」が29.5%と最も高く、次いで「脳血管疾患」「心疾患」がともに19.3%となっています。

全体と比べて、【本巢北部】では「認知症」が35.1%と高く、3割を上回っています。

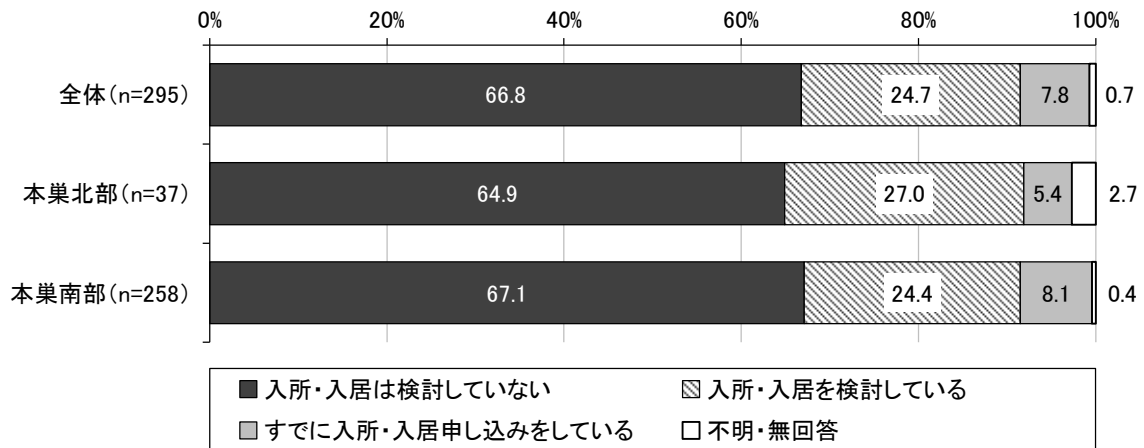
	脳血管疾患(脳卒中)	心疾患(心臓病)	悪性新生物(がん)	呼吸器疾患	腎疾患(透析)	筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等)
全体(n=295)	19.3	19.3	7.1	9.5	2.4	9.8
本巢北部(n=37)	18.9	16.2	2.7	13.5	2.7	16.2
本巢南部(n=258)	19.4	19.8	7.8	8.9	2.3	8.9

	膠原病(関節リウマチ含む)	変形性関節疾患	認知症	パーキンソン病	難病(パーキンソン病を除く)	糖尿病
全体(n=295)	3.4	11.2	29.5	5.1	1.7	13.9
本巢北部(n=37)	2.7	18.9	35.1	0.0	0.0	18.9
本巢南部(n=258)	3.5	10.1	28.7	5.8	1.9	13.2

	眼科・耳鼻科疾患(視覚・聴覚障害を伴うもの)	その他	なし	わからない	不明・無回答
全体(n=295)	9.2	25.4	3.7	1.0	1.7
本巢北部(n=37)	16.2	24.3	0.0	0.0	5.4
本巢南部(n=258)	8.1	25.6	4.3	1.2	1.2

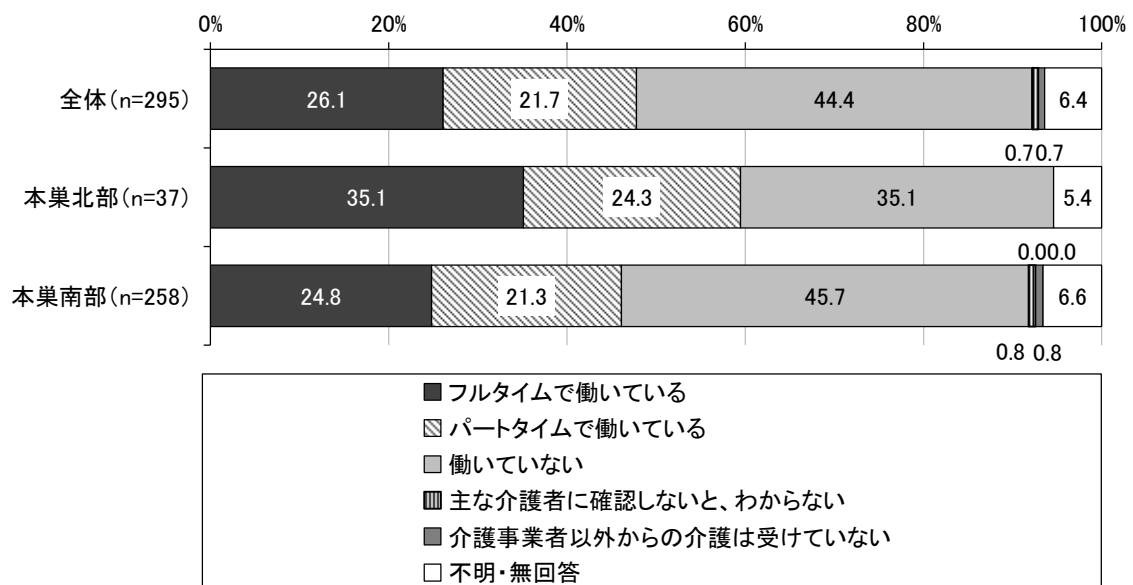
問 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください
(○印は1つだけ)

本巢市全体では「入所・入居は検討していない」が 66.8%と最も高く、次いで「入所・入居を検討している」が 24.7%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が 7.8%となっています。
地区別にみても、全体と大きな違いはみられません。



問 主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください(○印は1つだけ)

本巢市全体では「働いていない」が 44.4%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が 26.1%、「パートタイムで働いている」が 21.7%となっています。全体と比べて、【本巢北部】では「フルタイムで働いている」が 35.1%と高くなっています。



問 主な介護者の方は、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思いますか(○印は3つまで)

本巢市全体では「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が 28.4%と最も高く、次いで「介護をしている従業員への経済的な支援」が 24.8%となっています。「特にない」が 19.9%となっています。

全体と比べて、【本巢北部】では「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が 13.6%、「介護をしている従業員への経済的な支援」が 9.1%と低く、「特にない」が 45.5%と高くなっています。

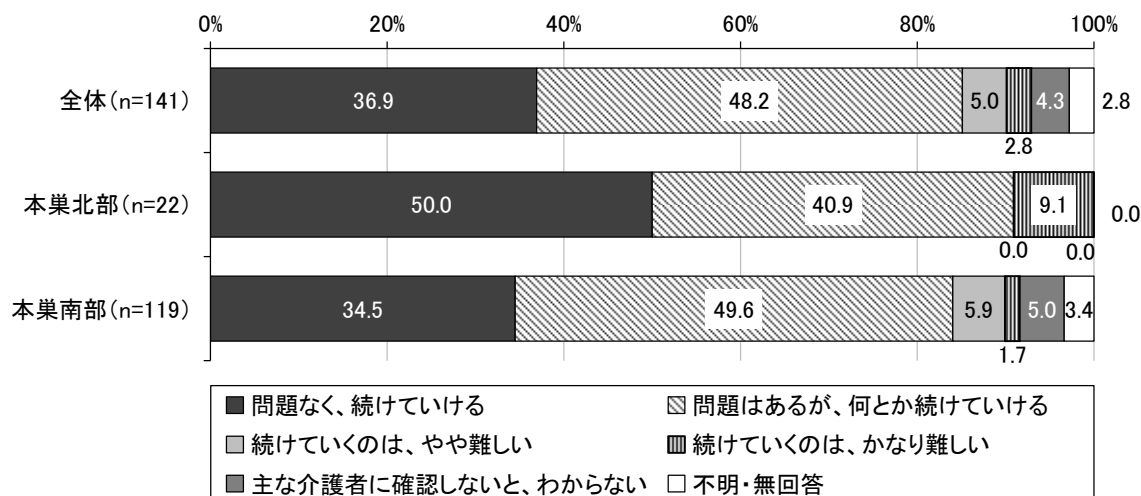
	自営業・フリーランス等のため、勤め先はない	介護休業・介護休暇等の制度の充実	制度を利用しやすい職場づくり	労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)	働く場所の多様化(在宅勤務・テレワークなど)	仕事と介護の両立に関する情報の提供
全体(n=141)	19.1	28.4	15.6	19.1	5.0	6.4
本巢北部(n=22)	22.7	13.6	9.1	4.5	0.0	4.5
本巢南部(n=119)	18.5	31.1	16.8	21.8	5.9	6.7

	介護に関する相談窓口・相談担当者の設置	介護をしている従業員への経済的な支援	その他	特にない	主な介護者に確認しないと、わからない	不明・無回答
全体(n=141)	7.8	24.8	2.1	19.9	7.1	4.3
本巢北部(n=22)	0.0	9.1	4.5	45.5	4.5	0.0
本巢南部(n=119)	9.2	27.7	1.7	15.1	7.6	5.0

問 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか(○印は1つだけ)

本巢市全体では「問題はあるが、何とか続けていける」が 48.2%と最も高く、次いで「問題なく、続けていける」が 36.9%、「続けていくのは、やや難しい」が 5.0%となっています。

全体と比べて、【本巢北部】では「問題なく、続けていける」が 50.0%で高くなっている一方で、「続けていくのは、かなり難しい」も 9.1%と高くなっています。



問 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安を感じる介護等について、ご回答ください(現状で行っているか否かは問いません)(○印は3つまで)

本巢市全体では「認知症状への対応」が 38.3%と最も高く、次いで「日中の排泄」「夜間の排泄」がともに 27.4%となっています。全体と比べて、「本巢北部」では「日中の排泄」が 11.4%、「外出の付き添い、送迎等」が 8.6%と低く、「夜間の排泄」と「入浴・洗身」が 31.4%と高くなっています。

	日中の排泄	夜間の排泄	食事の介助(食べる時)	入浴・洗身	身だしなみ(洗顔・歯磨き等)	衣服の着脱
全体(n=274)	27.4	27.4	13.9	20.8	6.2	4.0
本巢北部(n=35)	11.4	31.4	14.3	31.4	5.7	2.9
本巢南部(n=239)	29.7	26.8	13.8	19.2	6.3	4.2

	屋内の移乗・移動	外出の付き添い、送迎等	服薬	認知症状への対応	医療面での対応(経管栄養、ストーマ等)	食事の準備(調理等)
全体(n=274)	18.2	24.8	16.4	38.3	5.1	16.8
本巢北部(n=35)	14.3	8.6	11.4	42.9	0.0	20.0
本巢南部(n=239)	18.8	27.2	17.2	37.7	5.9	16.3

	その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)	金銭管理や生活面に必要な諸手続き	その他	不安に感じていることは、特にない	主な介護者に確認しないと、わからない	不明・無回答
全体(n=274)	11.7	9.9	7.3	8.4	3.6	0.7
本巢北部(n=35)	5.7	8.6	8.6	8.6	5.7	0.0
本巢南部(n=239)	12.6	10.0	7.1	8.4	3.3	0.8

(3) 介護人材実態調査

①介護人材実態調査(事業所用・職員用)

安定的な介護保険サービスを提供するための介護人材の確保・定着について、性別、年齢別、資格の有無別などの詳細な実態を把握することで、今後必要となる取組等の検討に向けた基礎資料を得ることを目的とする調査です。

②介護人材実態調査(ケアマネジャー用【独自設問】)

ケアマネジャーの実態把握を目的とする調査です。

■調査の概要

調査対象者	介護事業所、介護施設等(サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料含む)事業者
調査方法	「医療・介護情報検索システム(管内事業所が閲覧可能)」にて案内文を掲載持参もしくはデータ送付にて回答
調査期間	令和5年1月10日～令和5年2月3日
配布数	①介護人材実態調査(事業所用・職員用):114 事業所 ②介護人材実態調査(ケアマネジャー用):29 事業所
回収数	①介護人材実態調査(事業所用・職員用):69事業所 ②介護人材実態調査(ケアマネジャー用):21 事業所(回答件数:92件)
回収率	①介護人材実態調査(事業所用・職員用):60.5% ②介護人材実態調査(ケアマネジャー用):72.4%

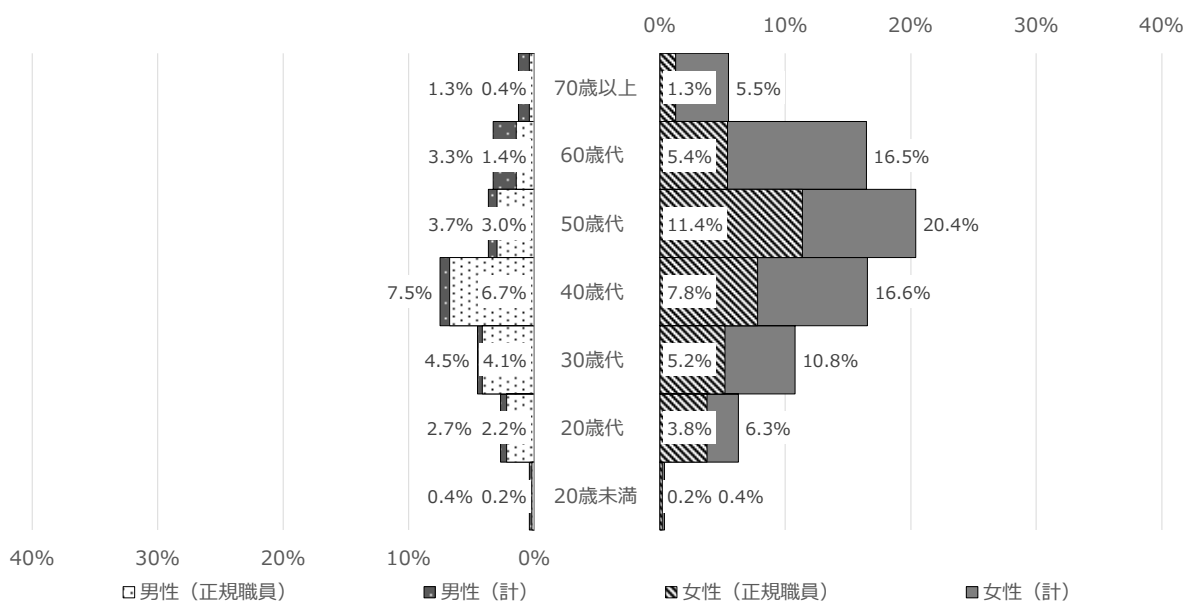
※ 介護人材実態調査は、もとす広域連合(3市町全体)の調査結果を掲載します。

性別・年齢別の雇用形態の構成比(全サービス系統合計、n=1036)

『全サービス系統合計』における雇用全体の構成比を性別で見ると、女性が76.5%(女性(計)の年齢別合計値)、男性が23.4%(男性(計)の年齢別合計値)で女性の比率が高く、年齢別で見ると、女性では【50歳代】が20.4%で最も高く、男性では【40歳代】が7.5%で最も高くなっています。

雇用形態の構成比を性別で見ると、男性は正規職員の比率が高く、女性は正規職員と非正規職員の比率がほぼ半数ずつとなっています。

年齢別で見ると、男性は概ね年齢別の違いはなく、女性では【20歳代】で正規職員の比率が高く、【60歳代】【70歳以上】で非正規職員の比率が高くなっています。



※分母には年齢・雇用形態不詳の方を含めて割合を算出しています。

■介護職員数の変化

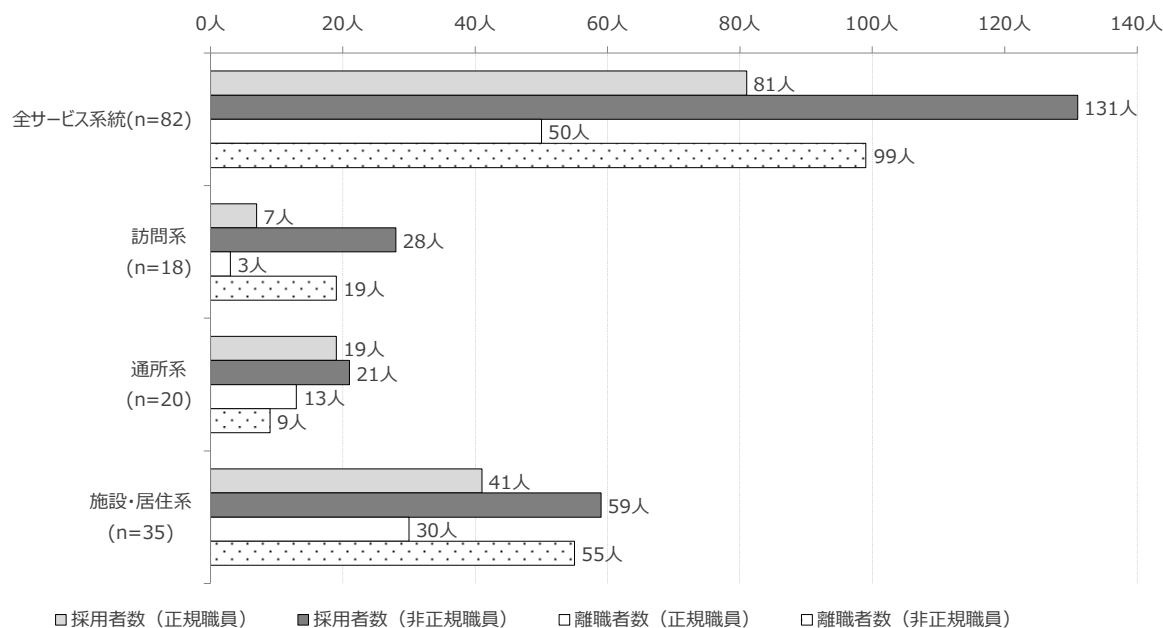
採用者数についてみると、全サービス系統では212人で、その内訳は「正規職員」が81人、「非正規職員」が131人となっています。採用者数をサービス系統別にみると【施設・居住系】が100人と最も高く、【通所系】が40人、【訪問系】35人で続いています。

離職者数についてみると、全サービス系統では149人で、その内訳は「正規職員」が50人、「非正規職員」が99人となっています。離職者数をサービス系統別にみると【施設・居住系】が85人と最も高く、【通所系】【訪問系】がともに22人で続いています。

職員数の増減についてみると、全サービス系統では106.2%となっており、サービス系統別にみると【通所系】が112.4%と最も高く、次いで【訪問系】が107.1%、【施設・居住系】が102.5%となっています。

サービス系統 (該当事業所数)	職員総数(人)			採用者数(人)			離職者数(人)		
	正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計
全サービス系統 (n=82)	578	503	1,081	81	131	212	50	99	149
訪問系 (n=18)	77	119	196	7	28	35	3	19	22
通所系 (n=20)	91	72	163	19	21	40	13	9	22
施設・居住系 (n=35)	370	254	624	41	59	100	30	55	85

サービス系統 (該当事業所数)	昨年比(%)		
	正規職員	非正規職員	小計
全サービス系統 (n=82)	105.7	106.8	106.2
訪問系 (n=18)	105.5	108.2	107.1
通所系 (n=20)	107.1	120.0	112.4
施設・居住系 (n=35)	103.1	101.6	102.5



※「全サービス系統」にはサービス系統不詳の事業所も含めています。

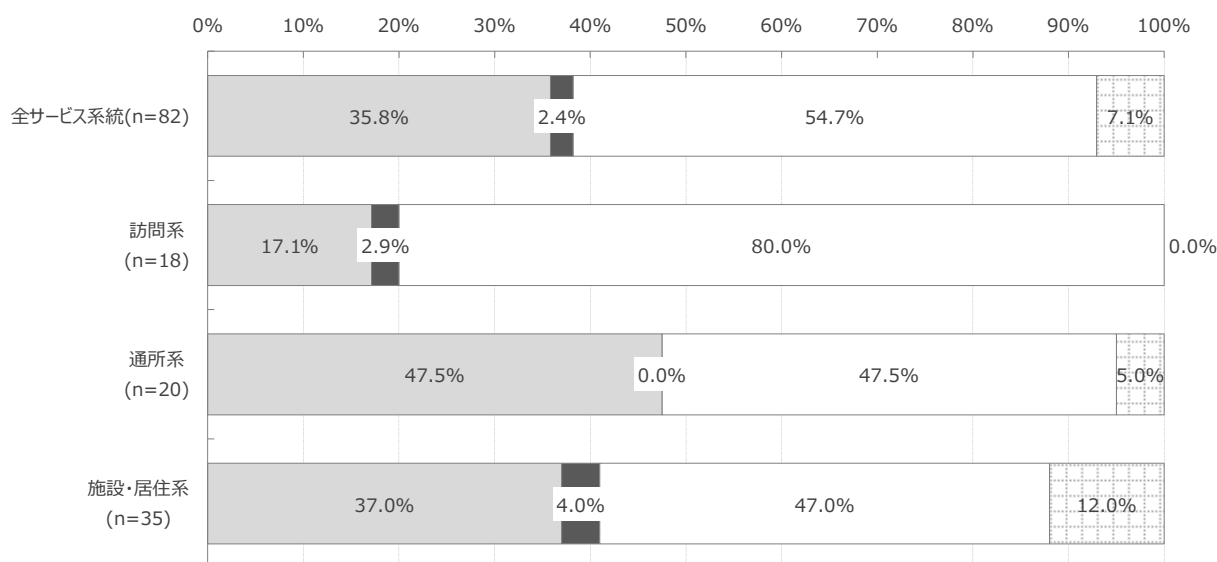
■介護職員採用者数(サービス系統別／日本人・外国人別)

日本人・外国人別の介護職員採用者数についてみると、全サービス系統では212人で、その内訳は「日本人」が192人、「外国人」が20人となっています。

採用者数を雇用形態別にみると、全サービス系統では【正規職員採用者数】は81人で、その内訳は「日本人」が76人、「外国人」は5人となっています。【非正規職員採用者数】は131人で、その内訳は「日本人」が116人、「外国人」は15人となっています。

サービス系統別にみると、全サービス系統に比べて【施設・居住系】で「外国人の正規職員採用者数」「外国人の非正規職員採用者数」の割合が高くなっています。

サービス系統 (該当事業所数)	採用者総数(人)			採用者数(正規職員)(人)			採用者数(非正規職員)(人)		
	日本人	外国人	小計	日本人	外国人	小計	日本人	外国人	小計
全サービス系統 (n=82)	192	20	212	76	5	81	116	15	131
訪問系 (n=18)	34	1	35	6	1	7	28	0	28
通所系 (n=20)	38	2	40	19	0	19	19	2	21
施設・居住系 (n=35)	84	16	100	37	4	41	47	12	59



□ 採用者数(正規職員/日本人) ■ 採用者数(正規職員/外国人) □ 採用者数(非正規職員/日本人) □ 採用者数(非正規職員/外国人)

※「全サービス系統」にはサービス系統不詳の事業所も含めています。

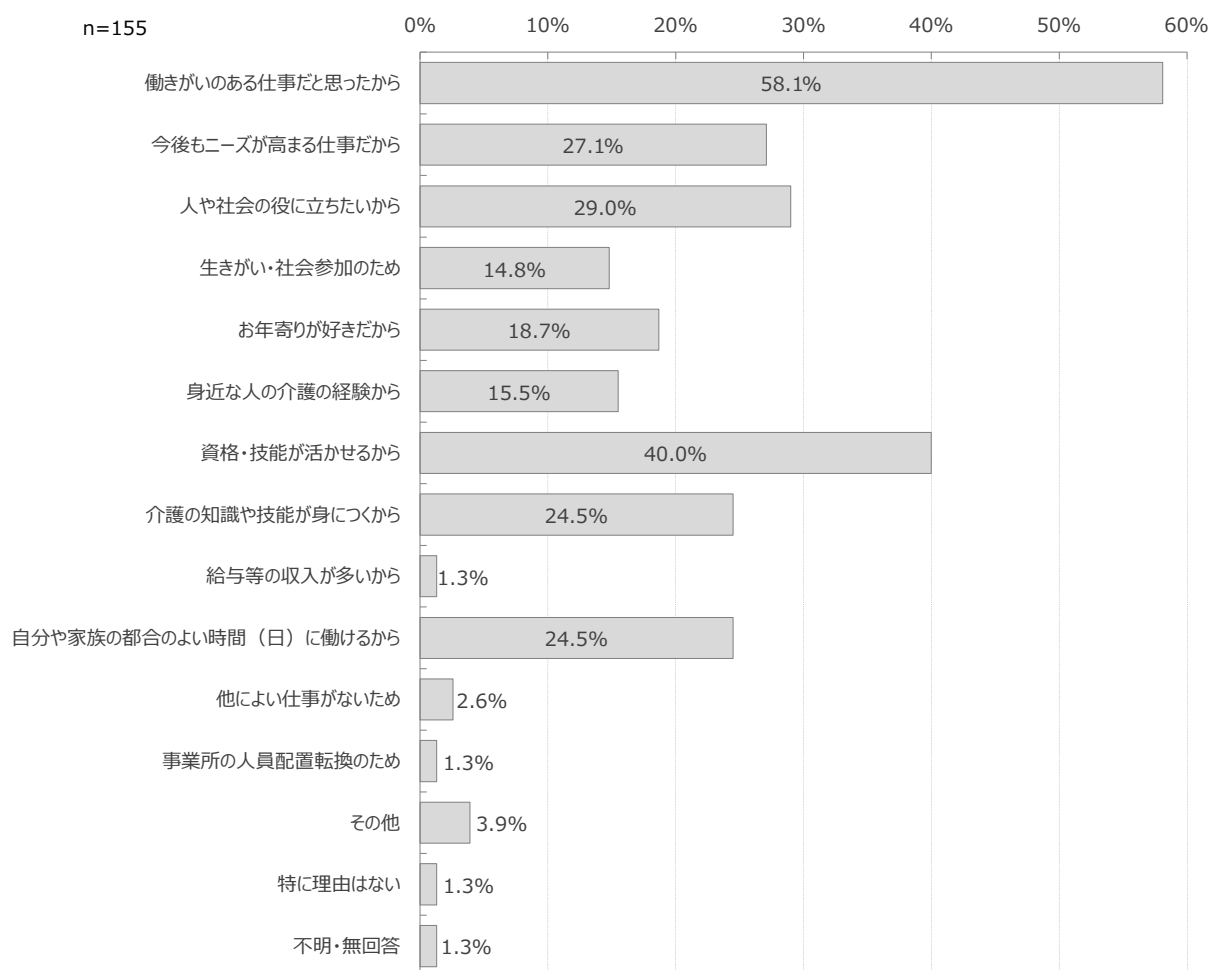
問 外国人の雇用における課題など(自由記載)

自由記載を分類化すると、「言葉や文化、就労習慣の違い」に関する意見が12件、「事業者への負担が大きい」という意見が4件、「コミュニケーションが出来れば問題はない」という意見が2件となっています。

内容	件数	内容	件数
言葉や文化、就労習慣の違い	12	利用者が外国人の介護に抵抗がある	1
事業者の負担が大きい	4	その他	5
コミュニケーションが出来れば問題はない	2		

問 現在の仕事を選んだ理由(〇はいくつでも)

現在の仕事を選んだ理由についてみると、「働きがいのある仕事だと思ったから」が58.1%と最も高く、次いで「資格・技能が活かせるから」が40.0%、「人や社会の役に立ちたいから」が29.0%となっています。



問 今後、業務の質の向上のため、必要だと思うこと(自由記載)

自由記載を分類化すると、「介護技術・知識の向上」に関する意見が15件、「情報の把握・共有」「待遇改善」に関する意見がともに6件となっています。

内容	件数	内容	件数
介護技術・知識の向上	15	利用者とのコミュニケーション	2
情報の把握・共有	6	事務作業のデジタル化	2
待遇改善	6	優先順位の確認	2
マニュアルの作成・徹底	4	その他	8
職員同士のコミュニケーション	4		

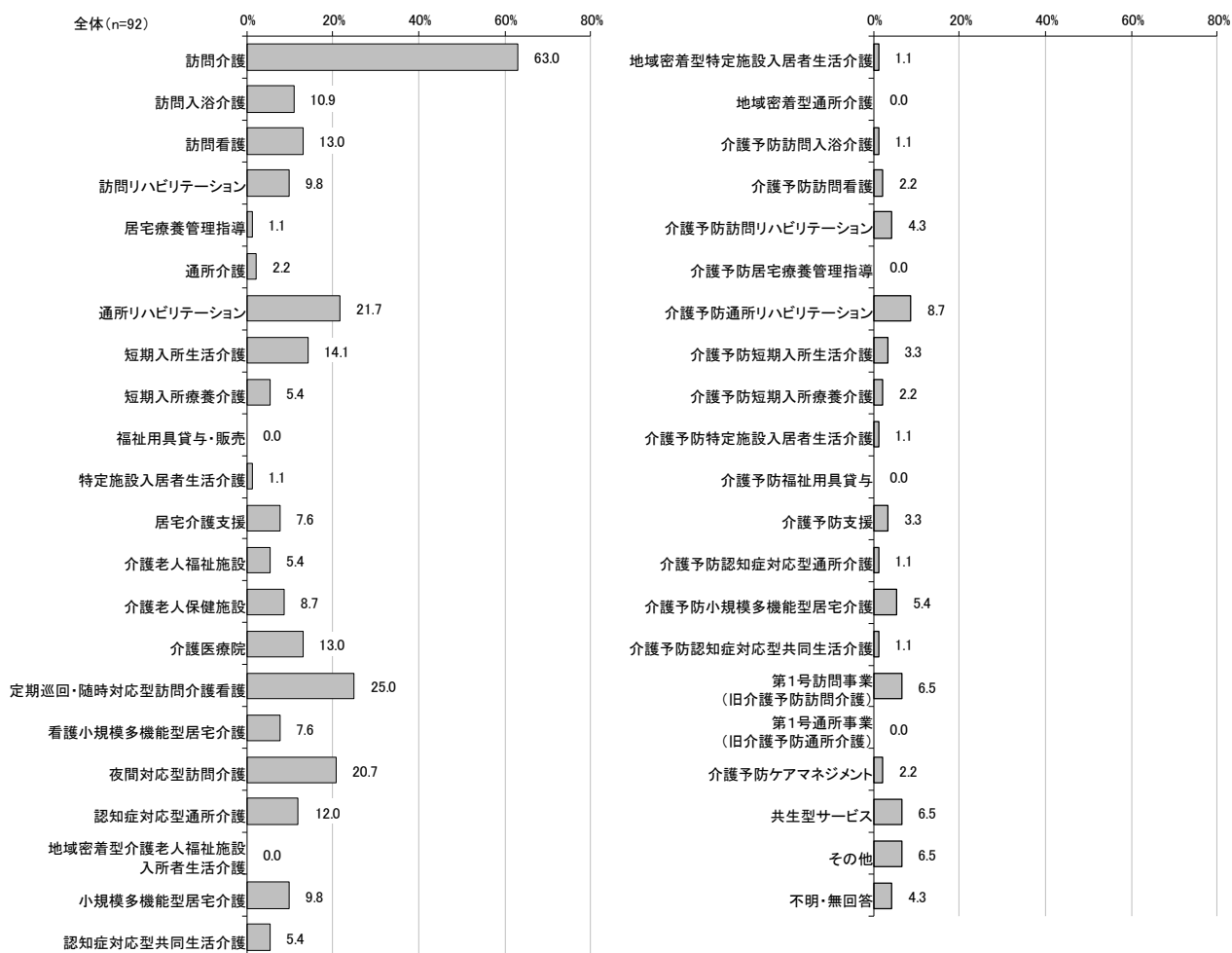
問 業務を行うにあたり、困っていること(自由記載)

自由記載を分類化すると、「人員不足」に関する意見が10件、「自分自身の体力について」「利用者への対応」に関する意見がともに8件となっています。

内容	件数	内容	件数
人員不足	10	情報共有	2
自分自身の体力について	8	介護技術・知識の不足	2
利用者への対応	8	待遇改善	2
人間関係	5	その他	13
業務が時間内に終わらない	4		

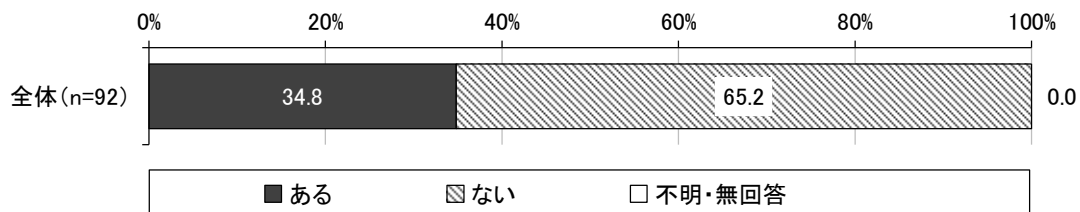
問 介護保険対象のサービスの中で、供給が不足していると感じているサービスはありますか。(〇はいくつでも)

介護保険対象のサービスの中で、供給が不足していると感じているサービスについてみると、「訪問介護」が63.0%と最も高く、次いで「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が25.0%、「通所リハビリテーション」が21.7%となっています。



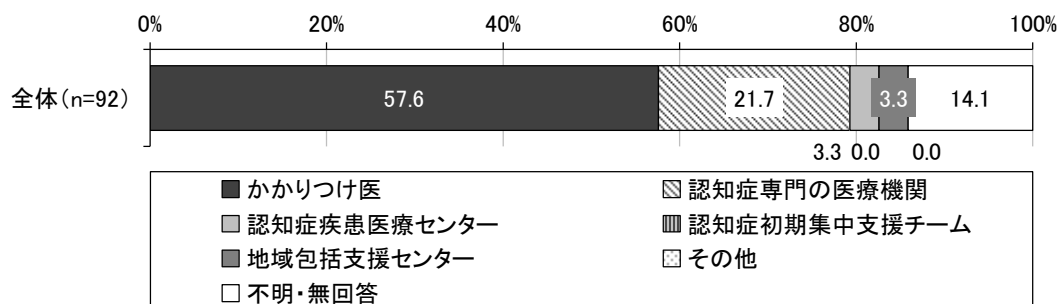
問 直近1年間で、家族介護者等による虐待が疑われるケースに関わったことがありますか。(〇は1つ)

「ない」が65.2%、「ある」が34.8%となっています。



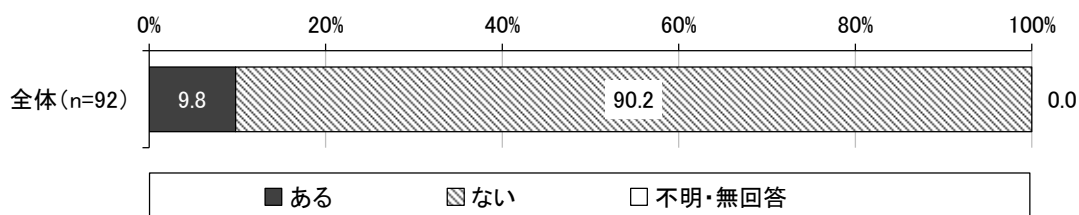
問 利用者の方に認知症と疑われるような症状が出た際、家族に対してどのような相談窓口をすすめますか。(〇は1つ)

「かかりつけ医」が57.6%と最も高く、次いで「認知症専門の医療機関」が21.7%、「認知症疾患医療センター」「地域包括支援センター」がそれぞれ3.3%となっています。



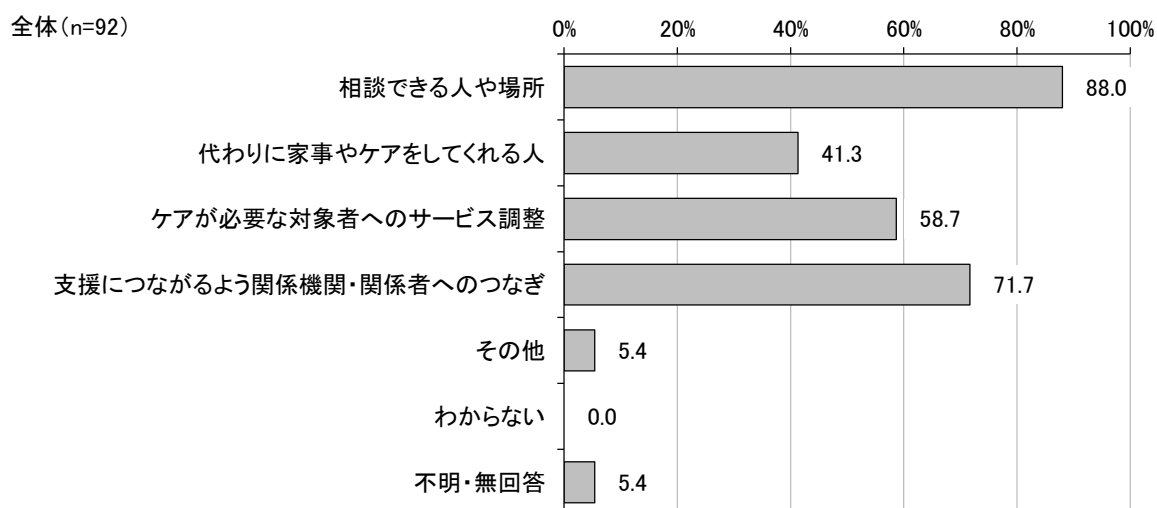
問 家庭訪問の際に、ヤングケアラーを見かけたことがありますか。(〇は1つ)

「ない」が90.2%、「ある」が9.8%となっています。



問 ヤングケアラーにはどのような支援が必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

「相談できる人や場所」が88.0%と最も高く、次いで「支援につながるよう関係機関・関係者へのつながり」が71.7%、「ケアが必要な対象者へのサービス調整」が58.7%となっています。



(4) 担い手世代に関する調査

2040年を見据え、これからの介護の担い手となる世代を対象に、介護職に対する意向や介護業界についてのイメージなどを伺うことにより、約20年後に向け、現時点からどのような準備や取組が必要なのかを検討する根拠資料を得ることを目的とする調査です。

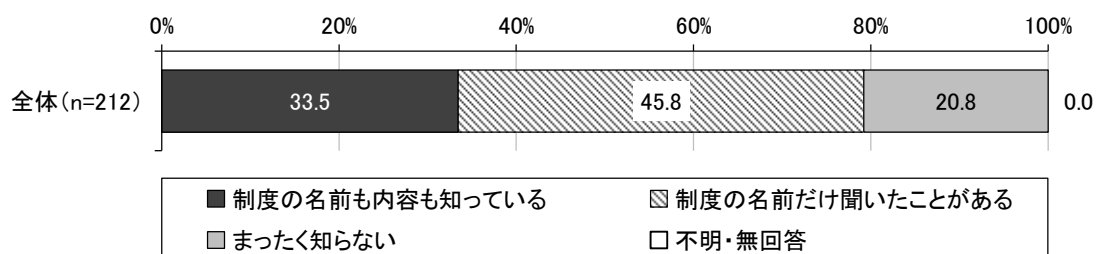
■調査の概要

調査対象者	15～35歳を対象(無作為抽出) ※中学生を除く
調査方法	郵送にて案内文を送付し、webを通じて回答
調査期間	令和5年1月21日～令和5年2月12日
配布数	3,000通(本巣市 811通)
回収数	715通(本巣市 212通)
回収率	23.8%(本巣市 26.1%)

※ 担い手世代に関する調査は、本巣市分の調査結果を掲載します。

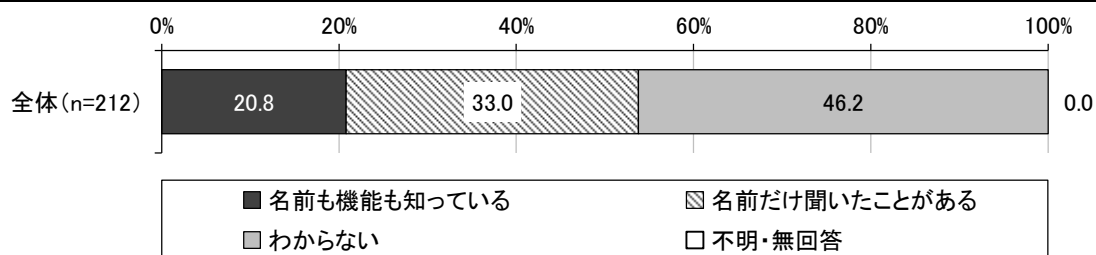
問 介護保険制度について知っていますか。(1つに○)

「制度の名前だけ聞いたことがある」が45.8%と最も高く、次いで「制度の名前も内容も知っている」が33.5%、「まったく知らない」が20.8%となっています。



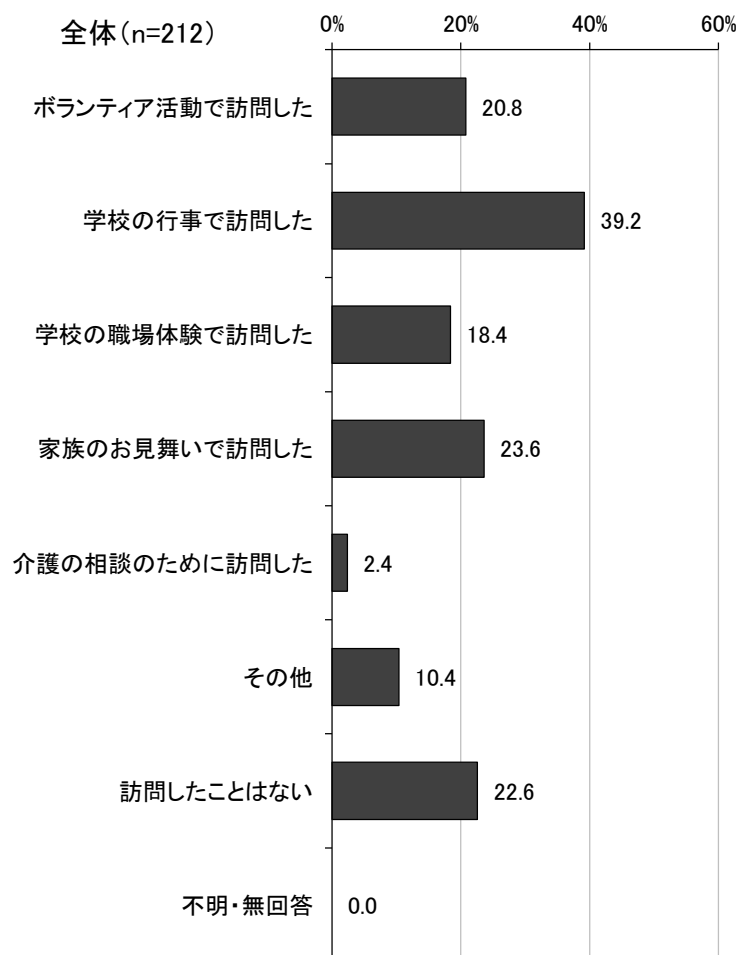
問 地域包括支援センターについて知っていますか。(1つに○)

「わからない」が46.2%と最も高く、次いで「名前だけ聞いたことがある」が33.0%、「名前も機能も知っている」が20.8%となっています。



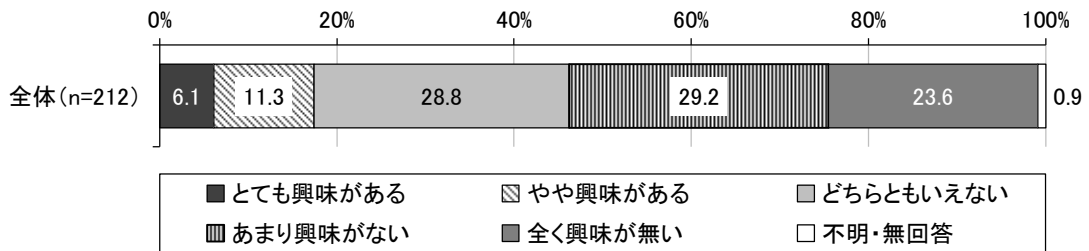
問 あなたはこれまでに介護施設(事業所)を訪問されたことがありますか。
(あてはまるものすべてに○)

「学校の行事で訪問した」が 39.2%と最も高く、次いで「家族のお見舞いで訪問した」が 23.6%、「訪問したことはない」が 22.6%となっています。



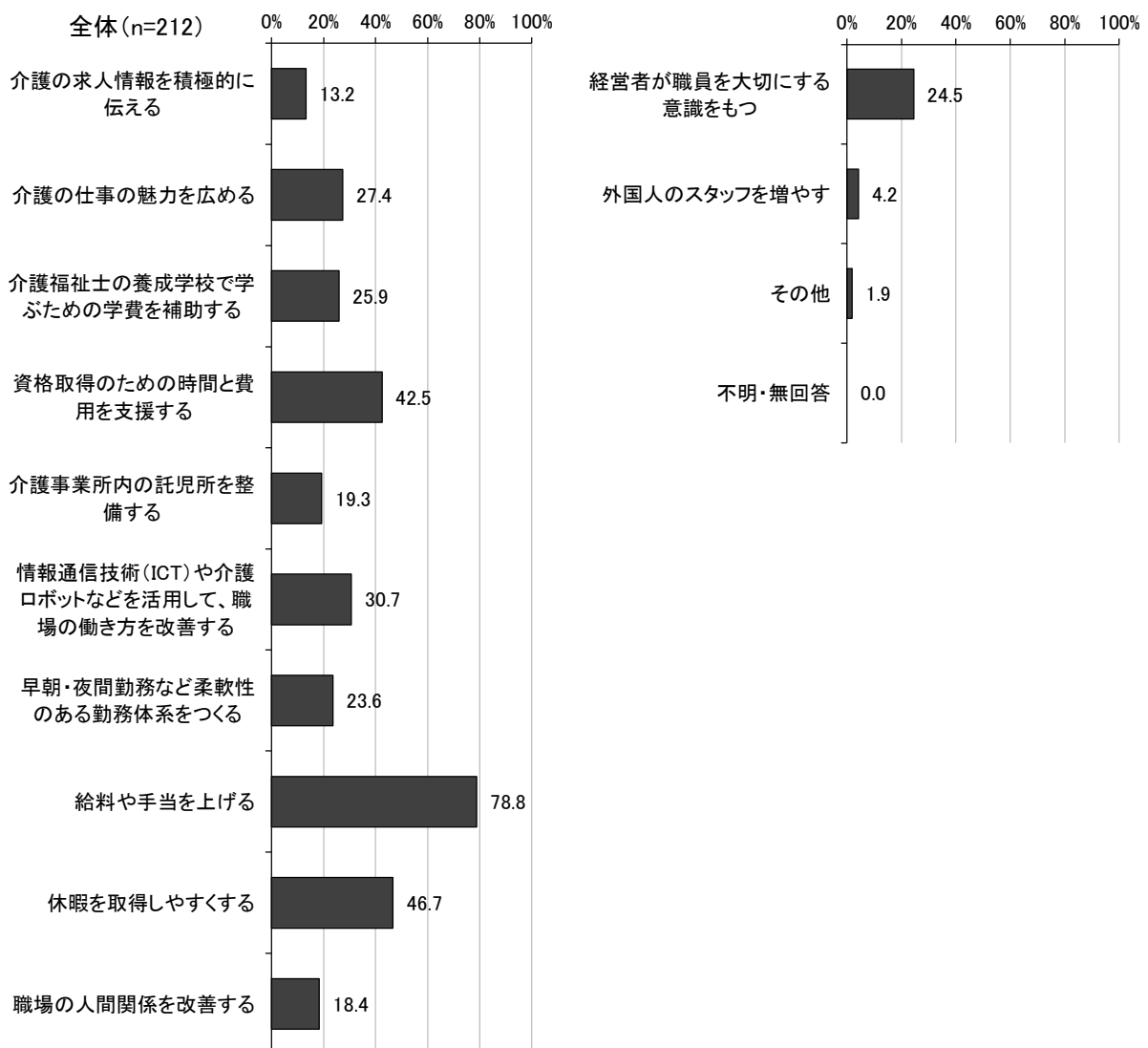
問 あなたは福祉や介護の仕事に興味がありますか。(1つに○)

「あまり興味がない」が29.2%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が28.8%、「全く興味が無い」が23.6%となっており、「全く興味が無い」と「あまり興味がない」を合わせた『興味がない(計)』は、52.8%と半数を超えています。



問 今後、不足する介護の人手を確保する上で、どのような対策が必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

「給料や手当を上げる」が78.8%と最も高く、次いで「休暇を取得しやすくする」が46.7%、「資格取得のための時間と費用を支援する」が42.5%となっています。



3. 本巢市の主要課題

■課題① 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムとは、進行する高齢社会で、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、保健・医療・福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や住民が連携し、「介護、予防、医療、生活支援、住まい」の5つのサービスを一体化して提供することにより、地域全体で高齢者を支える地域づくりのことです。

また、この仕組みを構築するためには、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域の住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成するとともに、福祉などの地域サービスと協働し、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が必要です。

本市でも、地域包括支援センターを設置し、「介護予防ケアマネジメント業務」「総合相談支援業務」「権利擁護業務」「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」「指定介護予防支援」等の取り組みを推進してきました。

一方、高齢者の増加に伴い、ますますその活用が求められる地域包括ケアシステムの中核を担う「地域包括支援センター」の認知度は、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では半数を下回る結果となっています。

今後は、地域包括支援センターの認知度の向上に務めるとともに、利活用を進め、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ることが必要です。

■課題② 生活支援の充実

本市の高齢者世帯数の推移をみると、高齢独居世帯・高齢夫婦世帯など、日常生活への支援を必要とする高齢者世帯が増加しています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の【介護等において、あれば良いと思うサービス】では、「通院のための交通手段」「食べ物・日用品などを売りにきてくれるサービス」等が上位項目となっています。

また、【通いの場をより良いものにするにあたり、必要だと思われること】では、「一人でも参加しやすい環境づくり」「新規利用者が参加しやすい環境づくり」が上位項目となっています。

本市では、居住地区により利便性や地域のつながり、施設整備等に差があるため、特性や課題にあった支援が求められます。

今後は、地域資源を有効活用しつつ、生活支援の充実を図るとともに、困り事等を地域で共有・解決していくための仕組みづくりを推進し、高齢者にやさしい地域共生社会の構築に取り組む必要があります。

■課題③ 介護予防の推進

本市では、日頃からの自主的な健康づくり活動を推進するため、各種健診(検診)の受診を促進するとともに、地域の実情に応じた介護予防事業等を展開してきました。

一方、本市の特徴としては、要支援・要介護認定者数の推移からみると、要支援1・2といった軽度者の増加割合が高くなっています。

また、在宅介護実態調査の【現在抱えている傷病】では、「認知症」に続いて「脳血管疾患」「心疾患」が多くなっています。フレイルや要支援状態にならないため、介護度を上げないためには、身近な場所で人々が交流し、運動や趣味等の習慣を持ち続けることで、認知症を予防し、運動機能を維持・改善する取り組みを推進することが重要です。

高齢者が、住み慣れた地域で、いきいきと暮らすことができるよう、介護予防及び重度化防止を推進するとともに、対象者の状況やニーズに合わせた介護予防プログラムを設定することにより、継続的な活動の実施や参加者の裾野の拡大が必要です。

■課題④ 認知症施策の推進

本市の、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査での【要支援リスク判定】をみると、認知機能の低下のリスクがある人が46.3%で4割台半ばとなっており、在宅介護実態調査の【現在抱えている傷病】では「認知症」が29.5%で約3割と高くなっています。

さらに、【介護者の方が不安に感じる介護等】でも「認知症状への対応」が38.3%で最も高くなっており、認知症に対する施策は今後より求められる事が想定されます。

令和5年6月に成立した「認知症基本法」では、認知症の予防等を推進するとともに、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される共生社会の実現を図ることとされています。

今後は、高齢化の進行とともに認知症高齢者が増加していくことが予測される中、認知症になっても可能な限り地域で生活し続けられるよう、本人だけではなく家族への支援も強化するとともに、認知症の有症者を早期発見し、支援へとつなげる仕組みづくりが重要です。

また、認知症に関する正しい知識の周知啓発を推進し、認知症高齢者を見守り・支援する地域づくりを構築する必要があります。

■分野横断課題 地域特性に合わせた施策の展開

本市では、日常生活圏域として『本巣北部』『本巣南部』と2つの地域を設定しています。

『本巣北部』『本巣南部』のアンケート調査結果を比較すると、【通いの場を良いものにするため、必要だと思われること】では、『本巣北部』は、「一人でも参加しやすい環境づくり」が29.3%（『本巣南部』：45.1%）、「新規利用者が参加しやすい環境づくり」が22.1%（『本巣南部』：33.9%）となっており、『本巣南部』より通いの場への参加障壁が低いことから、参加者が誘い合って行くなど、ある程度、地域でのつながりが深いことが想定されます。

一方、【要支援リスク判定】をみると、『本巣北部』では【認知機能の低下】の該当者が53.9%と『本巣南部』（42.3%）より高くなっています。

『本巣南部』の、【通いの場を良いものにするため、必要だと思われること】では、「一人でも参加しやすい環境づくり」が45.1%（『本巣北部』：29.3%）と高く、「新規利用者が参加しやすい環境づくり」も33.9%（『本巣北部』：22.1%）で3割を上回っていることから、『本巣北部』より心理的障壁が高く、地域でのつながりが希薄になっていることが伺えます。

さらに、老研式活動能力指標による評価をみても、『本巣南部』では【社会的役割】が36.7%と『本巣北部』（44.5%）より低くなっています。

上記のことから、『本巣北部』の地域特性としては、「認知症」へのリスクは高いが、地域とのつながりが深く、【社会的役割】は高いことが想定されます。

一方、『本巣南部』の地域特性としては、「認知症」などへのリスクは『本巣北部』より低いですが、地域とのつながりが希薄になっており、【社会的役割】も低くなっていることが想定されます。

今後は、①～④の重点課題に取り組むにあたり、『本巣北部』『本巣南部』の地域特性を考慮した施策展開が必要であると考えられます。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

ともに支え合う、 安心とほほえみに満ちたまちづくり

国が掲げる、地域共生社会の実現を見据えた地域包括ケアシステムを構築していくためには、高齢者人口の増加やニーズの多様化、専門性の高まりなどに対応できる柔軟な仕組みが必要です。

そのため、行政、関係機関、地域住民、NPO等の多様な主体がつながり、すべての高齢者が生きがいや幸せを感じられる社会を、地域とともに目指していくことが重要です。

そのような状況の中、本市は、第5期本巣市老人福祉計画〔計画期間：2021(令和3)年度～2023(令和5)年度〕で、目指すべき老人福祉の姿として『ともに支え合う、安心とほほえみに満ちたまちづくり』を基本理念と定め高齢者福祉にかかる事業を展開してきました。

本計画でも、行政だけでなく、住民や地域で活動するあらゆる主体すべてが共有し、引き続き施策の推進を図るため、第4期から引き継がれている基本理念を踏襲し、地域包括ケアシステムの構築・深化・推進に向けて取り組んでいくこととします。

2. 基本目標

基本目標1 地域で支え合うまちづくり

今後、高齢化が進行する中、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、元気な高齢者同士や地域での支え合いはもちろん、保健・医療・福祉等の多様な分野から成る横断的なネットワークの形成・連携強化が必要です。

そのため、地域包括支援センターの機能強化を進め、ネットワークの形成・連携強化を図るとともに、地域活動等の支援による住民同士の支え合い活動を推進します。

また、地域における福祉意識の醸成を進めるとともに、地域の担い手の確保に努めます。

基本目標2 高齢者の生活を支えるまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、質の高い介護サービスの提供はもとより、認知症高齢者への対応、医療ニーズの高い高齢者への対応、居住環境の確保等が必要です。

また、近年頻発している大規模災害や新型コロナウイルス感染症、高齢者を狙った詐欺、などに対し、安心・安全に暮らしていくためには福祉サービスの充実だけでなく防犯、防災対策を含めた取組を進めることが必要です。

そのため、福祉、防犯、防災、保健、医療、消費生活等の関係機関との連携を強化し、高齢者が暮らしやすい環境づくりに努めます。

基本目標3 高齢者がいきいきと暮らすことができるまちづくり

高齢者が地域で生き生きと暮らすためには、心身ともに健康であることが重要です。そのためには、介護予防を推進するとともに、地域住民、ボランティア、NPO等との連携を図り、多様な生活支援・介護予防サービスが提供される地域づくりを促進し、健康寿命の延伸を図ります。

また、生涯学習活動や就労支援など、高齢者の生きがいづくりにつながる多様な機会を創出することにより、自立支援を促進します。

基本目標4 認知症高齢者と家族を支えるまちづくり

今後も増加することが予測される認知症の相談窓口の周知や早期発見に努めるとともに、認知症高齢者と家族が地域で安心して暮らせるよう、認知症に対する正しい理解の促進や本人発信支援、介護者への支援、認知症バリアフリーの推進、社会参加支援等、「共生」と「予防」の視点に立った施策の推進を図ります。

3. 施策体系

【基本理念】	【基本目標】	【施策の方向性】
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ともに支え合う、安心とほほえみに満ちたまちづくり</p>	<p>1 地域で支え合うまちづくり</p>	<p>(1)高齢者を見守るサポート体制の充実</p> <p>(2)地域における見守りネットワークづくり</p> <p>(3)保健医療・介護・福祉サービスの連携</p> <p>(4)福祉意識の醸成と担い手の確保</p>
	<p>2 高齢者の生活を支えるまちづくり</p>	<p>(1)高齢者の生活を支援するサービスの充実</p> <p>(2)高齢者に配慮した住環境の整備</p> <p>(3)高齢者の安全確保</p> <p>(4)高齢者にやさしいまちづくり</p>
	<p>3 高齢者がいきいきと暮らすことができるまちづくり</p>	<p>(1)いつまでも元気でいられる健康づくり・介護予防の推進</p> <p>(2)高齢者の就労・ボランティア活動の促進</p> <p>(3)生きがいづくり・居場所づくりを通じた交流の促進</p>
	<p>4 認知症の人と家族を支えるまちづくり</p>	<p>(1)認知症に対する理解の促進</p> <p>(2)認知症高齢者を地域で見守る体制づくり</p> <p>(3)認知症高齢者の権利を守る支援の充実</p> <p>(4)認知症高齢者やその家族が安心して暮らせるまちづくり</p>

4. 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 地域包括ケアシステムの目的

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域で支え合いながら、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が包括的・一体的に提供される地域の支援・サービス提供体制を構築することが目的です。今後は、認知症高齢者の増加も見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築は重要です。



※出典:厚生労働省ホームページ

(2) 地域包括ケアシステム深化・推進に向けて

団塊の世代が全員75歳以上となる2025年、更にはその先の2040年にかけて、85歳以上の人口が急増するとともに、1人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が増加することが見込まれます。

一方、2040年に向けて生産年齢人口は急激な減少が予測されています。介護人材不足も深刻になると想定される中、限りある資源で増大する介護ニーズを支えていくためには、介護サービスの提供体制の最適化を図るとともに、限られた資源の中でより医療・介護を提供できるようなサービス・支援の提供体制の在り方に変えていくことが必要です。

そのためには、地域の特性を考慮するとともに、5つの要素(「住まい・医療・介護・予防・生活支援」)を連携させながら、地域全体で高齢者を支える仕組み「地域包括ケアシステム」を深化・推進することが重要です。

第4章 施策の展開

基本目標1 地域で支え合うまちづくり

目標指標	2022(R4)年度[実績]	2026(R8)年度[目標]
地域ケア会議の開催数	21回	18回
専門研修受講回数	34回	35回
多職種連携研修会の開催数	4回	4回
地域包括支援センターへの相談件数	1,686件	1,700件

※地域ケア会議の開催数については、R4の開催数が突出しておりR8の目標値を上回っています。

(1) 高齢者を見守るサポート体制の充実

高齢者が、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるようにするためには、介護サービスを始め、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなど様々なサービスが、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、継続して提供される必要があります。

そのため、地域全体の情報を集積し連携の拠点となる、地域包括支援センターの機能の強化を図り、サービスを適切かつ効果的に提供できる体制の整備や相談体制の強化を進めます。

また、高齢者個人の生活課題等への対応から地域課題を踏まえた施策の検討に至るまで、多職種間の連携の場となる地域ケア会議等の充実を図るとともに、個別ケア会議で把握した地域課題を明確にし、地域づくりや政策形成につなげます。

① 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、介護保険法の中で「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」とされています。

地域包括支援センターをネットワークの中心に位置付け、各種関係団体の連携を強化することにより、本市における地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

また、高齢者虐待の予防や対応、認知症対策など、より専門性が求められる業務に的確に対応していくため、業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において、属性や世代を問わない包括的な相談支援等を推進することにより、地域包括支援センターの機能について更なる強化を図ります。

さらに、地域包括ケアシステムを下支えする介護人材を確保するため、人材育成支援、離職防止、人材の受入環境の整備を図るとともに、介護現場の生産性向上に資する様々な支援を促進します。

一方、地域包括ケアシステムの中核を担う「地域包括支援センター」の認知度は、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では半数を下回る結果となっています。

今後は、地域包括支援センターの認知度の向上に務めるとともに、地域の福祉資源の活用や各種関係団体の連携を強化することにより、地域の課題・ニーズの把握を行い、事業・サービスに反映できるような支援体制の整備を図ります。

さらに、本巣市北部地域における、地域包括支援センターの機能強化については、ランチの設置など引き続き検討を進めます。

② 市窓口の充実

介護保険をはじめ高齢者福祉サービスの利用には、申請等の手続きが必要です。そのため、相談があった場合は、「対象者確認票」等により、相談内容を明確にし、適切なサービスを提供する仕組みを構築しています。

また、定期的に、相談対応のマニュアルを見直すとともに、福祉敬愛課および健康増進課の窓口並びに地域包括支援センターとの連携を強化することにより、適切なサービス利用、スムーズな手続きができる体制の更なる充実を図ります。

さらに、研修会や庁内の勉強会等を実施し、職員の能力向上を図ることにより、窓口の体制強化を推進します。

③ 民生委員児童委員等との連携

民生委員児童委員および地域福祉協力員は、地域住民の身近な相談相手として、また、具体的な援助者として様々な活動を展開しており、地域の高齢者の保健福祉を推進するにあたっての中心的な役割を担っています。

今後も地域住民の立場に立った地域福祉の要として位置付け、連携を強化していきます。

各種在宅医療、介護予防等講演会や介護予防サポーター養成講座、多職種連携研修会、高齢者の見守りや地域ケア会議の参加等による支援の検討への携わりを促進し、個々のスキルアップと行政と地域包括支援センターの連携を図ります。

今後も引き続き民生委員児童委員には、高齢者の見守りやケース会議による支援の検討などに携っていただき、高齢者の保健福祉の推進に協力していただきます。

④ 地域ケア会議の充実

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムを下支えする有効なツールとして位置付けられ、地域包括支援センターと連携して、定期的に会議を開催しています。

地域ケア会議には、地域包括支援センター主催の個別ケースを検討する「地域ケア個別会議」と、福祉敬愛課主催の課題検討と政策立案につなげる「地域ケア推進会議」があり、地域ケア会議においては多職種の方に参加いただき個別ケースの検討をしています。

今後は、これらの会議を引き続き計画的に開催していくとともに、個別ケースの検討で把握している課題について、具体策に繋げるための議論する場を持つことにより、地域包括ケアシステムの更なる深化を図ります。

(2) 地域における見守りネットワークづくり

高齢化や核家族化の進行により、1人暮らしの高齢者や老老介護世帯等が増加している中、専門的な支援だけでなく、見守りや軽度の生活支援ニーズの増加が見込まれています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、見守る人・見守られる人を特定せず、事業活動の中で見守りの輪を広げ、地域の中で孤立状態となっている高齢者や、支援に結びつかない個人や世帯等への早めの気づきと、地域につなぎとめるための適切な関わりが必要です。

自治会や民生委員児童委員、地域のボランティア、配達業務等で地域に関わりのある民間事業者にも協力を求めながら、見守りネットワークの構築に努めることにより、地域の見守りを通じて、早期に問題を発見し、必要な支援につなげていきます。

① 見守りネットワーク事業

高齢者の異変の早期発見と早期対応のために、高齢者宅への日々の訪問を主として行っている民間事業所等(新聞配達、郵便局、金融機関、宅配等)の協力を得て、高齢者宅等の異変の早期発見と通報体制のネットワークを設け、見守り体制の強化に努めています。

今後も、引き続き、協力事業所数の拡充を進め、更なる通報体制のネットワークの充実を図ります。

② 地域住民による見守り活動の促進

高齢者や障がいのある人が、できる限り地域で自立した暮らしを営めるよう、民生委員児童委員や地域福祉協力員の訪問活動はもとより、老人クラブ等地域住民の主体的な見守り活動を促進します。

③ 認知症高齢者等見守り事業の推進

認知症などによって行方不明となるおそれのある高齢者等の安全を確保し、家族や介護者の負担を軽減することを目的として、認知症高齢者見守りシールの交付、認知症高齢者等個人賠償責任保険への加入、GPS位置情報提供サービスの利用助成を行うことにより、総合的に認知症高齢者対策を進め、関係者の不安の軽減に努めていきます。

また、認知症高齢者の徘徊については、見守りネットワーク事業における民間事業所等との連携を強化し、対応を検討します。

(3) 保健医療・介護・福祉サービスの連携

高齢化の進行を踏まえ、医療や介護の需要はより増加するとともに、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ慢性疾患や認知症等の高齢者が増加していくことが予想され、サービスの多様化が見込まれています。

これらの高齢者が、日常生活に医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、保健医療・介護・福祉サービスが切れ目なく一体的に提供されることが必要です。

今後は、在宅医療・介護連携推進事業など在宅医療のために有効なネットワーク構築の充実を図るとともに、在宅医療の重要性や相談窓口について周知・啓発に努め、医療・介護・福祉サービスを一体的に提供できる体制づくりを促進します。

① 在宅介護・医療の連携体制の構築

多職種連携研修会を開催し、もとす医師会、もとす歯科医師会、もとす薬剤師会、介護サービス事業所等関連団体の協力のもと、事例検討や情報交換の場、医師を講師とした講習会などを設けながら、個々のスキルアップと顔の見える関係を築き、本市の実情にあった地域包括ケアシステムの構築を引き続き推進します。

今後は、デジタル技術を活用した、医療・介護情報基盤の整備を検討し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めることにより、在宅介護・医療の更なる連携体制の強化を図ります。

② 高齢者の健康管理・健康増進意識の向上

高齢者が健康で充実した社会生活を送るためには、「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、すべての本巣市民が日頃の生活において健康管理・健康増進に努めることが重要です。

生活習慣病をはじめ認知症やフレイルおよびロコモティブシンドローム※などにより、高齢者の生活の質が低下することがないように、保健センター、地域包括支援センター、医療機関等の連携のもと、高齢者をはじめ全ての本巣市民が、特定健診、すこやか健診、歯科健診、認知症健診など健(検)診を毎年、確実に受診するよう勧奨します。

また、体調不良の時などには、かかりつけ医・歯科医師に早期受診・相談し、早期利用・早期ケアを図ることが重症化を予防し、平常な生活につながることを理解促進と啓発を進めます。

令和5年度より、75歳以上の後期高齢者の健康の保持や生活の質(QOL)の維持を目的に、保健事業と介護保険で行われている介護予防事業とを一体的とした「後期高齢者保健・介護予防一体的事業」を開始しており、地域で開催されている「転倒予防教室」に保健師などの専門職が出向き、フレイル予防など高齢者特有の問題を中心に健康教育や健康相談を行っており、今後も引き続き事業を進めます。

また、40歳から74歳までの対象とする特定健診・特定保健指導で取り組む「生活習慣病の重症化予防、糖尿病性腎症重症化予防」については、75歳以上の方にも「ぎふ・すこやか健診」の受診を全員に送付し、受診勧奨を行う等、健康管理・健康増進意識の向上を引き続き図っていきます。

※ロコモティブシンドローム

骨・関節・筋肉など体を支えたり動かしたりする運動器の機能が低下し、要介護や寝たきりになる危険が高い状態のこと

③ 訪問看護等の充実

誰もが住み慣れた地域や自宅で暮らし続けられるよう、訪問看護や、機能回復をめざした訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションなどのサービスについてケアマネジャー等との連携を進めるとともに、「医療・介護情報検索システム」をホームページ上で公開し、管内介護サービス事業者に関する情報提供を行うことにより、必要な人が適切なサービスを受けることができる仕組みの構築を図ります。

(4) 福祉意識の醸成と担い手の確保

近年、個人や世帯が抱える課題が多様化し、地域のつながりも希薄化する中、「誰1人取り残さない社会」を目指すためには、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域づくりを進めていくとともに、地域住民の福祉や支え合いの意識を高め、地域の課題解決につなげていく土壌の醸成が必要です。

地域住民に対する啓発活動はもとより、学校、地域、職場などで交流や体験を通じて福祉の重要性を身近に感じることのできる福祉教育等を推進します。

① 学校教育等における福祉教育の充実

保育や学校教育の様々な場面で、児童生徒の発達段階に応じた適切な福祉教育がなされるよう、認知症サポーター養成講座、出前講座の実施、高齢者施設との交流など多様な機会を通じて引き続き、福祉教育の充実を図ります。

② 社会教育における福祉教育の充実

生涯学習、各種講座等の社会教育の場、公民館事業としての学習の場等において、高齢者福祉に関する講座等を設け、地域住民の理解促進を図っていきます。

また、地域においては、地域住民の積極的な地域福祉への参画が得られるように、広報等を通して継続的に啓発活動を行っていきます。

③ ボランティア活動の推進

社会福祉協議会が設置するボランティアセンター等において、日常生活支援のボランティアを育成するための研修等を実施するとともに、ボランティアの活動の場を提供します。

さらに、ボランティア保険等のサポートも実施することにより、ボランティア活動がしやすい環境の構築を図ります。

④ 地域福祉活動に関する情報提供

地域住民が主体となって地域福祉活動に取り組めるよう、介護予防サポーターの養成を行うとともに、修了者に対するサポートも行うなど、介護予防サポーターの活動支援を行っていきます。

また、活動にかかる情報提供に加え、各自治会や地域のボランティアなどの高齢者福祉に関する新しい取り組みや積極的な活動事例を広報、ホームページ等を通じて紹介します。

⑤ 認知症サポーターの養成

認知症の人の増加に地域で対応していくため、認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、キャラバンメイトと一緒に市内の小学校や市役所、企業に出向き、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症サポーターの増員を図っています。

今後も、認知症サポーター養成講座を継続して開催するとともに、修了者を対象にフォローアップ研修を実施することで、その裾野を拡大し、チームオレンジ等の構築等も念頭に置きながら事業の推進を図ります。

基本目標2 高齢者の生活を支えるまちづくり

目標指標	2022(R4)年度[実績]	2026(R8)年度[目標]
要介護認定率	15.3%	16.9%

(1) 高齢者の生活を支援するサービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、高齢者や家族の生活環境等に
応じたサービスが確保されるよう、多様な生活支援サービスの充実が必要です。

そのため、住民ボランティア等の多様な主体による介護予防・生活支援サービス事業等の推進
とその担い手の確保に努めます。

さらに、生活支援コーディネーターによる地域資源の把握と関係者間のネットワークの構築を進
めることにより、生活支援体制の整備や、新たな生活支援サービスの開発等に取り組みます。

一方、在宅生活にあたっては、家族介護のケースが多くなり家族への介護負担の増幅が懸念さ
れる中、家族介護者の精神的・身体的負担を軽減するための支援についても充実を図ります。

また、特に人口減少および高齢化が進行している市北部地域(根尾地域)においても、市南
部地域と大きな地域格差が生じないよう、高齢者や家族の生活環境等に
応じた生活支援サービスが確保されるよう支援します。

① 介護予防・生活支援サービスの充実

要支援認定を受けた者、基本チェックリスト該当者に対し、訪問型サービスおよび通所型サ
ービス、その他の生活支援サービスを提供し、これらのサービスを適切に提供できるよう介護
予防ケアマネジメントを継続していきます。

また、地域の実情やニーズを把握・整理し関係機関等と連携しながら、サービス提供体制の
構築に努めます。

なお、新規要支援者の訪問介護相当サービスおよび通所介護相当サービスについては、訪
問型サービス(訪問型サービスA、訪問型サービスB)および通所型サービス(通所型サービス
A、通所型サービスB)への移行をより一層、推進していきます。

② 生活支援体制整備の推進

ア 生活支援コーディネーター

地域における多様な主体によるサービスの提供体制の構築および各種組織、団体との連携、
調整役を担う生活支援コーディネーターを配置し、高齢者等を支える地域の支え合いの体制
の充実を図ります。

また、生活支援コーディネーターが専門分化した「就労的活動支援コーディネーター」の地域
内でのあり方も検討していきます。

今後も引き続き地域を主体としたサービス提供体制の構築及び各種組織、団体との調整役
を担い、地域の資源の活用など、体制整備を推進します。

イ 協議体の充実

生活支援にかかる関連組織間の情報共有、連絡調整組織として、協議体の充実を図ります。

③ 在宅サービスの充実

ア 緊急通報体制支援事業

1人暮らし高齢者等の日常生活の安全を確保するため、引き続き事業を継続していきます。緊急通報協力員については、設置者が協力員の確保ができないことを理由に設置を断念することの無い様、丁寧に趣旨の説明を行っていきます。

イ 高齢者等理髪サービス事業

外出することが困難な高齢者が清潔で衛生的な生活を送れるよう高齢者等理髪サービス事業を継続して実施します。ねたきり状態の高齢者等の生活の質が低下することがないよう地域の関係者の協力を得ながら、サービスの周知を図るとともに、協力理髪店の拡充を行います。

ウ 克雪対策事業補助事業

雪対策に苦む高齢者等の生活の一助として、克雪対策事業補助事業(屋根雪おろし事業・ひさし補強事業)を継続して実施します。

なお、迅速かつ柔軟に対応できるよう地域住民主体の提供方法についても検討していきます。

エ 生活管理指導短期宿泊事業

基本的な生活習慣が欠如しており、対人関係が成立しないなど、日常生活を営むのに支障がある人が、自立した生活を送れるよう、生活管理指導短期宿泊事業を継続して実施します。

オ 紙おむつ購入費助成事業

おむつが必要な人の生活の質の向上と介護者の負担軽減を図ることができるよう紙おむつ購入費助成事業を継続して実施します。サービスの提供が利用者の排泄の自立を阻害することがないように、介護者等に対し情報提供や啓発を行います。

なお、高齢者の増加に伴って利用増が見込まれるため、真に必要とする高齢者にサービスが提供できるよう、対象者の見直しなど制度設計について検討していきます。

カ ねたきり老人等介護者慰労金支給事業

在宅介護を促進する、ねたきり老人等介護者慰労金支給事業については、引き続き事業を継続していく一方で、本制度が介護保険制度施行前からの事業であることから、支給対象の厳格化など制度設計を検討していきます。

キ シニア元気いきいき事業

市内温泉施設利用に対して助成し、引き続き高齢者の外出を促します。

ク 高齢者タクシー利用助成事業

本県市在住の75歳以上の高齢者で、運転免許を持っていない人を対象として、タクシー利用にかかる助成(500円の乗車券を1か月5枚)を行うことにより、運転ができない高齢者の移動手段を確保するための事業を引き続き推進していきます。

④ 家族介護者への支援

要介護高齢者を介護する家族等に対し、認知症に関する知識や対応方法を含む適切な介護知識・技術の習得を目的とした家族介護教室を開催するとともに、介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減する目的で、交流事業、慰労事業、介護用品給付事業を進めます。

介護等に関する不安や悩みを持つ就業者の離職を防ぐため、地域包括支援センター等関係機関との連携のもと相談支援の充実を図ります。

また、親の介護と子どもの世話を同時に行っているダブルケア、子どもが家族の世話をしているヤングケアラーなど、複雑化、複合化した課題については、実態把握に努めるとともに、多機関・多職種連携により、必要な支援につなぐことができる重層的な支援体制の強化を図ります。

(2) 高齢者に配慮した住環境の整備

高齢者世帯の増加により、生活支援や住まいの支援を要する世帯の増加が想定されます。高齢者が安心して暮らせるためには、各種福祉サービスの充実に加え、安定した居住環境を確保する必要があります。

住まいと生活の支援を一体的に実施することにより、生活面に困難を抱える高齢者への支援を進めることが必要です。住宅改修の効果的な利用を促進するとともに、住宅のバリアフリー化についての相談、情報提供の充実を図ります。

① 居住施設の充実

1人暮らし高齢者・高齢者夫婦世帯の増加を背景に、施設入所に関する相談は年々増加しています。在宅での暮らしに不安を感じて施設入所を希望する人も多くなっている中、ケアハウス等への入所ニーズも高いことが想定されます。

今後は、地域住民からの相談に対し、必要に応じて、対象者に合った施設の情報提供を行う等、居住施設に関する支援の充実を図ります。

② 養護老人ホームとの連携強化

環境上の理由や経済的理由により在宅で生活することが困難な高齢者の入所施設として、市内の「養護老人ホーム大和園」と引き続き連携していきます。

また、「養護老人ホーム大和園」の利用者減少など厳しい状況にあることから、今後も、経営の持続性を確保していくために必要な支援を行っていきます。

(3) 高齢者の安全確保

自然災害に備えて、地域における要配慮者の把握及び避難行動要支援者名簿の整備や福祉避難所の設置などを進め、地域における支援体制の強化に努めます。

防犯体制については、高齢者を狙った特殊詐欺等の犯罪が全国的な問題となっていることから、犯罪等の注意喚起や地域ぐるみで安全対策を推進していくとともに、地域住民への防犯意識の啓発を図り、地域全体で高齢者の安全と安心の確保に取り組みます。

① 地域の防犯対策支援

高齢者が被害者となる犯罪が増加しています。また、隣近所や地域住民同士のつながりの希薄化により、地域における防犯機能が低下していると言えます。地域での声掛け運動や民生委員児童委員や社会福祉協議会等が行う見守り活動を充実するとともに、啓発や情報共有を行うことにより、地域の安全活動を促進します。

② 防犯・防災知識の普及

高齢者が悪質商法等の被害に遭わないように、事件発生時には防災行政無線にて周知を図るとともに、介護予防教室等において啓発を行っています。

また、高齢者本人や家族、地域住民に対して必要な情報を提供するとともに、行政と社会福祉協議会および自治会と連携し、高齢者の見守りを目的とした消費者被害防止ネットワークを構築し、関係機関と情報交換を行うことにより、消費者被害の早期発見、未然防止に務める等、高齢者が被害に遭わないような仕組みづくりを進めていきます。

また、自治会や老人クラブなどで防災にかかる出前講座を実施し、災害時に備えて自分の身は自分で守る防災知識の普及に努めます。

③ 災害時要援護者の支援体制の構築

1人暮らしの高齢者等が災害時に支援が受けられるよう、民生委員児童委員と自主防災組織を中心に個人情報保護に留意しながら、避難時に支援を必要とする災害時要援護者の把握を行うとともに、地域住民による日常的なあいさつや地域活動を通じた、災害時要援護者把握を推進していきます。

また、把握した災害時要援護者について、自主防災組織、民生委員児童委員、地域住民など地域の支援者による支援体制を強化します。

④ 福祉避難所の整備

災害時に要介護者等が安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所の運用体制を強化します。また、福祉避難所の協定を締結している施設には避難所にかかるマニュアルも作成し、災害発生時にも迅速に対応できる体制を構築しています。

さらに、市内の事業所と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結」し、大規模災害時等に要配慮者の避難が必要な場合には、市からの要請により福祉避難所を開設してもらうことにより、要配慮者を受入れて援護してもらう体制の充実を図ります。

今後は、協定締結施設と協力し、災害発生時に迅速な福祉避難所の開設ができるように避難所開設訓練、避難訓練の実施などの支援をします。

⑤ 感染症対策

介護サービス事業所等に対して、感染症対策に関する県の制度等の情報提供を行い、引き続き感染症対策の徹底を図るとともに、重症化リスクの高い方への感染予防に努めます。

(4) 高齢者にやさしいまちづくり

高齢者や障がいのある人のみならず、誰もが生活しやすいノーマライゼーション※の理念に基づき、高齢者の移動手段の確保や公共施設等のバリアフリー等、安心して生活できる環境の整備を推進します。

① 公共交通機関における利便性の確保

高齢化が加速する中、高齢者の移動手段の確保が急務となっています。コミュニティバス、岐阜バス及び樽見鉄道と連携し、高齢者の移動手段の確保を進めるとともに、市営バスについては路線の見直しを行い、利便性の向上に努めます。

今後も、交通事業者との連携強化を図るとともに、高齢者タクシー利用助成事業等、関連する事業を統合・拡充することにより、支援を強化し、高齢者の外出を促します。

② 移動手段の確保

高齢者や障がいのある人はもとより、地域住民が日常生活において利用しやすいコミュニティバスの運行に努めます。また地域住民のニーズに応じてコミュニティバスの路線の見直しについても柔軟に検討していきます。

また、日常的な買物、地域行事への参加など、高齢者や障がいのある人の社会参加を支援する移送事業を、住民主体で実施できるよう、社会福祉協議会や社会福祉法人の連携により、日常生活支援のボランティアの育成に努めるとともに、ボランティアの活動の場を提供します。

※ノーマライゼーション

障がいの有無や性別、年齢の違いなどによって区別をされることなく、主体的に、当たり前、生活や権利の保障された環境を整えていくという考え方

基本目標3 高齢者がいきいきと暮らすことができるまちづくり

目標指標	2022(R4)年度[実績]	2026(R8)年度[目標]
一般介護予防教室の延べ利用者数	2,001人	5,400人
出前講座の開催回数 (地域包括支援センター)	17回	18回
通いの場への高齢者の参加率	9.0%	9.8%
通いの場の設置数	63箇所	62箇所

※通いの場の設置数については、R5の設置数が59箇所となっており、R4の設置数がR8の目標値を上回っています。

(1) いつまでも元気でいられる健康づくり・介護予防の推進

高齢者が元気で、できるだけ長く健康で活動的な状態を保つ「健康寿命の延伸」を目指すため、健康教育、広報などを通じ、各種健診(検診)の重要性などについて、積極的な周知を図るとともに、日頃からの自主的な健康づくり活動を推進し、介護予防・フレイル対策と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防の改善を支援します。

また、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進する観点から、現在の介護予防事業をより一層充実し、住民主体の活動的で継続的な通いの場としての介護予防事業を展開し、健康づくり・介護予防の推進を図ります。

① 健康増進との連携強化

ア 特定健康診査の実施

実施年度において、40歳から74歳までの国民健康保険の加入者を対象に、メタボリックシンドロームのリスクを判定し、特定保健指導につなぐことで、生活習慣病の発症リスクの低減を図ります。

また、過去の受診歴を有する方や特定健診の最初の受診年齢である40歳の方に、ハガキや書類の郵送による受診勧奨を行うことにより、受診率の向上を図り、疾病の早期発見・早期治療、健康寿命の延伸につなげていきます。

イ 特定保健指導の実施

特定健診の結果から、「情報提供」「動機づけ支援」「積極的支援」の保健指導を行います。対象者が自らの生活習慣における課題に気づき、行動変容することで、健康的な生活を維持できるよう支援します。

ウ がん検診の実施

がん検診の普及・啓発に努めるとともに、検診の予約については、一部WEB方式を取り入れ、自宅で家族に相談しつつ、時間に関係無く予約が取れるよう等、受診者が利用しやすい健診体制づくりを進めることで受診率の向上を図ります。

エ ギふ・すこやか健診、さわやか口腔健診の実施

75歳以上の人を対象に、これらの健診を実施し、生活習慣病・フレイル等、生活習慣行動の改善を支援するとともに、75歳以上のギふ・すこやか健診対象者全員に受診票を送付し、受診勧奨を行い、健診の受診率の向上に努めています。

また、市民が日頃から主体的に健康づくりに取り組めるよう支援を行います。

オ 健康手帳の交付

本業市の健診を初めて受診された19歳以上の人を対象に、健診・保健指導等の記録を保持し、市民が自ら健康管理に取り組めるよう支援します。

カ 健康相談

市民を対象に、心身の健康に関する個別の相談に応じ、日頃の生活において、健康管理に必要な指導および助言を行います。

令和5年度から75歳以上の後期高齢者の健康の保持や生活の質(QOL)の維持を目的に、保健事業と介護保険で行われている介護予防事業とを一体的した「後期高齢者保健・介護予防一体的事業」を開始しており、地域で開催されている「転倒予防教室」に保健師などの専門職が出向き、フレイル予防など高齢者特有の問題を中心に健康相談を実施しています。

② 一般介護予防事業の推進

ア 介護予防把握事業

関係機関との連携を強化し、得られた情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動につなげます。

イ 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する知識の普及・啓発を行うため、パンフレット等の作成や講演会、出前講座、介護予防の教室等を開催します。

ウ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修や介護予防に資する住民主体の地域活動の組織の育成・支援を行います。また、高齢者の社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を支援しています。

エ 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の事業評価を実施します。

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを強化するために、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の参加を促進します。

③ 介護予防サポーターの養成

地域のボランティアの高齢化が課題となっているなか、地域の介護予防活動の担い手確保に向け、介護予防サポーター養成講座などを実施し、ボランティアの育成に努めるとともに、育成したサポーターが活躍できる体制を整備しています。

また、修了者の事後活動の場として、サポーターズクラブの運営支援をしています。

(2) 高齢者の就労・ボランティア活動の促進

高齢者のニーズを踏まえながら、ボランティア活動や就労等、高齢者の知識や経験を活かした社会活動を支援するとともに、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり支え合うことにより、高齢者を含めた地域住民がともに支え合う地域づくりを促進します。

① シルバー人材センターとの連携

団塊の世代が高齢者となり、就業を通して生きがいや社会参加を目指す高齢者がますます多くなっています。社会参加への機会と健康保持にも有効であることから、シルバー人材センターを支援するとともに、日常生活支援サービスの協力機関としてシルバー人材センターの活用ができる仕組みを検討していきます。

② シルバーボランティアの活用

高齢者は必ずしも支援を必要とするだけではありません。むしろ元気に生活している人が多く、今後は、地域における保健福祉サービスの展開にあたって、高齢者の協力を得ていくとともに、子どもの登下校の見守り、高齢者相互の見守り、環境、観光など幅広い分野でのシルバーボランティアの活用を促進していきます。

③ 高齢者の就労・雇用促進

高齢者の就労・雇用促進については、公共職業安定所など関係機関との連携を強化し、情報提供に努めるとともに、市内企業に対しては、高齢者の継続雇用等を働きかけていきます。

④ 就労的活動支援コーディネーターの育成

生活支援コーディネーターが専門分化した「就労的活動支援コーディネーター」の地域内でのあり方も検討していきます。高齢者が積極的に外に出て活動していくことがフレイル予防にもつながり、心身ともに良好に維持できることから、高齢者が担える仕事や役目について、どのようにマッチングしていくかを模索していきます。

(3) 生きがいきづくり・居場所づくりを通じた交流の促進

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活するためには、社会参加活動を通じて、生きがいや心の豊かさを得ることが必要であり、そのことが自身の健康にもつながるとされています。

高齢者が自分のライフスタイルにあった生きがいを見つけ、積極的に社会参加できる機会や場を創出するとともに、地域住民同士が交流を深めながら支え合いのまちづくりに取り組み、自主的に生活支援ができる地域活動と交流の拠点づくりを促進します。

また、本市における、日常生活圏域の『本巣南部』では、『本巣北部』に比べて、地域活動や交流の場への参加について、「1人でも参加しやすい環境づくり」「新規利用者が参加しやすい環境づくり」といった要望が高くなっていることから、『本巣北部』より心理的障壁が高いことが想定されます。『本巣南部』においては、地区のキーパーソンの創出や参加しやすい運営方法、講座の内容等について検討していきます。

① 老人クラブの活性化

家族形態、高齢期の過ごし方、地域との結びつき等が変化する中であって、老人クラブの組織、活動内容等の見直しを行い、老人クラブの活性化を図ります。また、市、社会福祉協議会等が行う高齢者福祉サービスや、生活支援サービス等、協力可能な事業を検討していきます。

② 生涯学習等の充実

高齢者学級を中心に高齢者の学習活動、文化活動を進めるとともに、公民館事業として各地域別に学習の場を設けています。今後も高齢者の学習意欲を満たすとともに、仲間づくりの場として高齢者学級を開催していきます。

また、運営や講座の内容等を高齢者のニーズに応じた魅力あるものにし、高齢者が主体的に参加できるようにするとともに、学習活動の成果を発表する機会を充実させるなど、学習意欲の向上と生きがいきづくりの促進に努めます。

さらに、生涯学習、各種講座等の社会教育の場において、高齢者福祉に関する講座等を設け、住民の理解促進を図るとともに、地域においては、住民の積極的な地域福祉への参画が得られるように、広報等を通して継続的に啓発活動を行っていきます。

③ 軽スポーツの普及

できる限り多くの高齢者が、生きがいきづくり・健康づくりとして、ゲートボール、グラウンドゴルフなどの軽スポーツに親しむことができるよう、各種軽スポーツの普及を図るとともに、日頃行っているスポーツを通じてより多くの人と交流を図ることができるスポーツ大会などの開催を支援していきます。

また、現在市で取り組んでいる「ウォーキングのまちづくり」を今まで以上により身近に親しんでもらうため、「FREE10」、「もとす遊 RUN」、「浪漫ウォーク」といった大会について、継続的に啓発活動を行い、参加の促進を図ります。

さらに、スポーツを下支えする指導者の育成と確保にも努めます。

④ 老人福祉センター

老人福祉センターは、介護予防教室や在宅支援サービスなど高齢者支援の拠点施設となっています。

引き続き、高齢者支援の拠点施設として運営していくとともに、今後は、ボランティアの管理体制を整備する等、地域福祉活動の展開を図る拠点としても運営していきます。

⑤ 「ふれあいいいききサロン」への支援

令和5年(2023年)10月現在、48地区において、ボランティアの協力のもと、「ふれあいいいききサロン」が実施され、高齢者の介護予防につながっています。

地域住民や各種団体の参加と協力のもと、閉じこもりがちな高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図るため、介護予防サポーターや、社会福祉協議会と連携をとりながら、「ふれあいいいきききサロン」の実施を支援していきます。

⑥ 交流事業の促進

地域での行事などを中心に、高齢者と子どもや他の世代との交流の場づくりに努め、多世代間の交流を促進します。

また、地域における子育て支援など高齢者の経験や知識が活かされる場については、高齢者の参加を積極的に求め、生きがいづくりの場とするとともに、地域住民同士が支え合う豊かな地域づくりの場として位置づけ支援していきます。

基本目標4 認知症の人と家族を支えるまちづくり

目標指標	2022(R4)年度[実績]	2026(R8)年度[目標]
認知症サポーター養成講座開催回数	12回	12回
認知症サポーター養成講座受講者延人数	443人	500人
認知症カフェの開催回数	29回	55回
地域包括支援センターへの認知症に係る相談件数	112件	150件

(1) 認知症に対する理解の促進

令和5年6月に成立された「認知症基本法」では、認知症の予防等を推進しながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される共生社会の実現を図ることが求められており、認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要であるとしています。

認知症に対する理解が地域全体に広まるよう、認知症サポーターの養成や活動を支援するとともに、高齢者本人や介護者をはじめ地域住民に対し認知症について、知識の普及啓発を推進することにより、認知症の早期発見、早期ケアへとつなげていきます。

① 認知症サポーターの養成

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援する認知症サポーターを養成します。研修を受けたキャラバン・メイトが、地域住民や職域の集まりなどに出向いて、認知症サポーター養成講座を計画的に進め、地域の認知症サポーターを養成します。

認知症サポーター養成講座については、市内の小学校の4～6年生や地域住民を対象に開催し、認知症の理解を広めています。

認知症サポーターは、地域での暮らしの応援者となり、認知症の人や家族を各々の生活場面で支援していきます。

② 認知症に関する啓発

認知症高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民の認知症に関する理解を深めることが重要です。認知症サポーターの養成、認知症予防教室の充実など、あらゆる機会を利用して認知症理解の促進に努めます。

また、住民主体の認知症カフェに出向き、住民と交流しながら認知症に関する相談を受ける体制を構築するとともに、オレンジリング啓発事業を実施し、福祉協力校に、啓発ポスターや標語をつくる取組を実施する等、多面展開による周知啓発を図ります。

さらに、家族介護教室を開催することにより、介護者同士の交流の場の創出にも努めます。

③ 認知症予防等に関するパンフレットの作成

高齢者に関する公的なサービスだけでなく、認知症の予防や早期発見に関する知識、様々な相談機関や地域資源など高齢者に必要な情報を収載したパンフレットの作成に取り組みます。

(2) 認知症高齢者を地域で見守る体制づくり

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、認知症高齢者の見守り体制の構築や医療と介護の連携、認知症ケアパス・認知症初期集中支援チームの周知・活用を促進することにより、認知症の早期発見、早期対応を含めた包括的かつ集中的な支援を図り、認知症高齢者とその家族を地域で支える仕組みを構築します。

また、本市における、日常生活圏域の『本巣北部』では、『本巣南部』に比べて、高齢者の1人暮らしが多くなっており、【要支援リスク判定】においても【認知機能の低下】の該当者が多く、半数を超えていることから、認知症高齢者はもとより、高齢者全体を地域で見守る体制についてより一層強化するよう努めます。

① 認知症ケアパスの作成・普及

認知症高齢者とその家族が安心して地域で暮らすことができるように、地域住民と行政の協働による支援体制を構築する必要があります。

認知症が発症したときから生活する上で様々な支障が出てくる中で、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に示す本巣市版の認知症ケアパスを作成しています。

認知症高齢者が地域の中で今後増加していくことが見込まれるため、認知症ケアパスの情報を更新するとともに、引き続き、認知症ケアパスをできるだけ多くの地域住民に周知し、あらゆる場面で認知症に適切な対応ができるよう環境の構築を推進します。

② 認知症地域支援推進員の充実

認知症地域支援推進員を中心として、徘徊高齢者搜索訓練、認知症カフェの実施など認知症に関する様々な施策を企画、展開することにより、認知症の人やその家族が地域で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

③ 認知症初期集中支援チームの充実

地域包括支援センターに設置されている初期集中支援チームが、認知症が疑われる人、認知症の人およびその家族を訪問し、認知症状への対応方法や介護保険制度に関する情報提供などの家族支援や受診へのサポートなどを行います。チームの有効活用を目指して、市民や関係機関への積極的な周知・啓発に取り組んでいきます。

④ チームオレンジ*の立ち上げ

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりをめざし、認知症の人と家族と認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ活動を行うチームオレンジを2025年(令和7年)までにすべての市町村で整備する目標が掲げられていますので、本市においても立ち上げを推進します。

※チームオレンジ

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み
2019年(令和元年)6月に政府においてまとめられた「認知症施策推進大綱」において、2025年(令和7年)までに全市町村で「チームオレンジ」を整備するという目標が掲げられた

⑤ 見守りネットワークの構築

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活するためには、地域の様々な社会資源のネットワークを構築する必要があります。

日々訪問を主としている事業所等(新聞配達、郵便局、金融機関、宅配等)の協力を得て高齢者宅等の異常の早期発見と通報体制のネットワークを設け見守り体制の強化を図っています。

また、認知症高齢者等が徘徊し、家族等から捜索願が出された場合、警察署が実施する捜索に、市、地域包括支援センター、消防署、郵便局、交通事業者、介護保険事業所、地域組織等が協力して早期発見・保護できる体制づくりを進めます。

今後も、協力事業所の拡充を進め、認知症高齢者の徘徊への対応を検討していきます。

(3) 認知症高齢者の権利を守る支援の充実

認知症高齢者が尊厳を保ちながら安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進や日常生活自立支援事業の促進を図り、認知症高齢者の権利を守る支援の充実に努めます。

① 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用促進については、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、中核機関として、本巢市成年後見支援センターを設置しており、この中核機関を中心に、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に取り組んでいます。

また、成年後見制度の利用が必要と思われるケースについては、成年後見センターが開催するアセスメント会議にて検討し、必要に応じた支援を行っています。

さらに、判断能力が不十分な認知症、知的障害、精神障害等がある高齢者で金銭管理が必要な人や身元保証人が存在しないため生活等に困難を抱えている人などが必要な支援については、協議会で検討し、成年後見制度利用時において、市長申し立てが必要な場合の経費や成年後見人などの報酬の助成等も行っています。

今後は、地域包括支援センター等の関係機関との連携を図りながら、成年後見制度の周知、市民後見人の養成、市内で活動している成年後見人の支援等の取り組みも進めていきます。

② 日常生活自立支援事業の促進

日常生活に不安を抱えている高齢者等が地域で安心して生活が送れるよう、日常生活における福祉サービスの利用相談、利用料支払いなどの福祉サービスの利用援助とそれに付随した日常的な金銭管理事務手続き等を行う日常生活自立支援事業を社会福祉協議会が実施しています。

判断能力に不安のある高齢者等が、地域で自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会との連携を強化しながら、制度のさらなる周知と利用促進を図ります。

今後、1人暮らし高齢者の増加、地域からの孤立等が懸念される中、権利擁護を目的とする本事業の必要性が高まると考えられるため、事業を継続します。

(4) 認知症高齢者やその家族が安心して暮らせるまちづくり

認知症の高齢者を抱える家族に認知症カフェ等の交流の場の充実を図り、利用者の精神的なケアにつながる支援を推進します。

① 認知症カフェの設置

根尾地域1か所、本巣地域1か所、糸貫地域2か所、真正地域1か所の5か所で認知症カフェを設置しています。そのうち4か所は住民主体型であり、残りの1か所は地域包括支援センターが開催しています。認知症カフェは、認知症の人とその家族や専門職、ボランティアや地域の人々が気軽に集える場として、情報共有・情報交換、相互交流を通じて心のケアにつながるよう支援していきます。

今後は、新型コロナウイルス感染症の収束を踏まえ、認知症カフェの新たな設置や普及啓発、ボランティアの増員に努めます。

資料編

1. 本巢市老人福祉計画作成委員会要綱

1. 本巢市老人福祉計画作成委員会要綱

平成 16 年 2 月 1 日

訓令甲第 25 号

改正 平成 17 年 9 月 30 日訓令甲第 24 号

平成 18 年 3 月 31 日訓令甲第 12 号

平成 21 年 2 月 10 日訓令甲第 2 号

(設置)

第1条 急速な高齢社会の到来に向けて、介護サービスのニーズに対応したサービスの提供体制の計画的整備を図るとともに、いつまでも住み慣れた地域で、温かいふれあいに包まれ、健康で生きがいのある生活を送ることができる地域づくりを趣旨とした老人福祉計画作成するため、本巢市老人福祉計画作成委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 に規定する老人福祉計画の策定及び見直しに関する事項について審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 保健医療関係者

(3) 福祉・介護関係者

(4) 行政関係者

(5) 識見を有する者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、本巢市老人福祉計画策定終了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉敬愛課において処理する。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年2月1日から施行する。

附 則(平成17年訓令甲第24号)

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年訓令甲第12号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年訓令甲第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

2. 本巣市老人福祉計画作成委員会名簿

2. 本巣市老人福祉計画作成委員会名簿

(敬称略)

区分	役職名	氏名	摘要
市議会議員	本巣市議会議員	今枝 和子	委員長
保健医療関係者	もとす医師会 国枝医院	國枝 武美	
福祉・介護関係者	本巣市社会福祉協議会 地域福祉課長	水野 範子	
	本巣市社会福祉協議会 介護事業課長	江尻 弥生	
	本巣市社会福祉協議会 総合支援課長	田内 磨奈美	
	もとす広域連合大和園長	國井 弘光	
行政関係者	もとす広域連合 介護保険課長	井尾 昌宏	
識見を有する者	本巣市民生委員・児童委員 連合協議会会長	矢野 博行	副委員長
	本巣市老人クラブ 連合会会長	高田 文一	

3. 作成経過

3. 作成経過

年月日	主な内容
令和5年11月8日	第1回本巢市老人福祉計画作成委員会 ・第6期本巢市老人福祉計画(骨子案)
令和5年12月25日	第2回本巢市老人福祉計画作成委員会 ・第6期本巢市老人福祉計画(素案)
令和6年1月9日～ 令和6年2月9日	パブリックコメント
令和6年2月	第3回本巢市老人福祉計画作成委員会 ・第6期本巢市老人福祉計画(確定案)

第6期本巣市老人福祉計画
2024年3月

発行:本巣市
編集:健康福祉部福祉敬愛課

〒501-0494 岐阜県本巣市下真桑1000番地
TEL:058-323-7754
FAX:058-323-1445
URL:<http://www.city.motosu.lg.jp/>